

令和6年度

大分県立別府支援学校鶴見校
危機管理マニュアル

1 危機管理	
1. 危機管理について	・・・ 1
2. 校内緊急体制	・・・ 1 2
3. 校外学習時の連絡体制	・・・ 1 3
4. 個人健康管理カード	・・・ 1 4
5. 関係機関連絡先	・・・ 1 5
6. 防災管理機構図	・・・ 1 6
2 防災対策の基礎データ	
7. 地理的データ	・・・ 1 7
8. 避難経路	・・・ 1 8
9. 避難場所	・・・ 1 9
10. ハザードマップ写し	・・・ 2 0
3 災害時の対応	
11. 地震への対応	・・・ 2 1
12. 地震の際における災害対応フローチャート	・・・ 2 3
13. 地震（震度4以上）の際における災害対応	・・・ 2 5
14. 震度別対応表	・・・ 2 7
15. 夜間・休日に震度5強以上の地震時の対応	・・・ 2 8
16. スクールバス乗車時の対応	・・・ 2 9
17. 校外学習時対応マニュアル	・・・ 3 0
18. 登下校時の対応	・・・ 3 1
19. 風水害への対応	・・・ 3 2
20. 落雷事故マニュアル	・・・ 3 4
21. 火山災害への対応	・・・ 3 6
22. 火山災害時マニュアル	・・・ 3 7
23. 火山噴火の際における災害対応フローチャート	・・・ 3 9
24. 火災時対応マニュアル	・・・ 4 3
25. 避難経路（出火場所：家庭科室）	・・・ 4 4
26. 避難経路（出火場所：給湯室）	・・・ 4 5
4 避難後の対応	
27. 食料等の備蓄	・・・ 4 6
5 生活安全対策	
28. 不審者対策 （ホームページには不掲載）	・・・ 4 7
29. 場所暗号	・・・ 4 8
30. 弾道ミサイル発射時の対応	・・・ 4 9
31. 熱中症予防	・・・ 5 0
32. 福祉避難所運営体制	・・・ 5 2
33. 福祉避難所レイアウト	・・・ 5 3
34. 福祉避難所開設の手順	・・・ 5 4

危機管理について

令和6年4月3日
別府支援学校鶴見校保健部

1 危機管理は全ての学校における重要課題

平成21年4月施行の学校保健安全法では、学校安全計画や危機管理マニュアル(危機等発生時対処要領)の策定が義務づけられました。

2 学校の危機管理の進め方

- (1)防止… 日常的な安全点検
- (2)準備… 危機管理体制づくり、適宜訓練
- (3)対応… 副校長を中心に遺漏ない対応、安全確保、救急救命、被害拡大の防止・軽減
- (4)回復… 関係者への連絡・説明を速やかに行う、教育再開の準備、事件・事故の再発防止対策、心のケア、危機管理の過程全体を見直し、体制等の評価・改善

3 緊急時の対応

緊急時連絡体制マニュアル、校外学習時の緊急時の連絡体制マニュアルは別紙に詳しくあります。

4 緊急時の対応訓練 緊急時対応訓練の流れは別紙に詳しくあります。

緊急時の対応は、訓練・評価・改善の繰り返しで、よりよいものに改善されていきます。学部で話し合い、訓練を実施し、評価等の情報提供を行って下さい。

○訓練は管理職の管理下で実施をしますので、事前に連絡をお願いします。

○実施前には訓練について園に連絡を入れますので毎週火曜日の学校病棟連絡会で伝えられるように計画書を作成してください。コロナウイルス感染防止のため、園に連絡を取らなくてよい場合は計画書の園への提出はありません。

5 アクションカードについて

(1)目的…呼吸呈す、心肺停止、頭部強打、SPO2値低下、大出血、その他救急車を要請しなければならない状況、全職員で対応すべき重篤な事故がおきた場合に、冷静に迅速に確実に対応するため。

(2)使用基準

- ①重篤な事故の場合を想定して作成しているが、軽い事故でもカードを使用した方がよいと思えば使用する。
- ②カードに慣れて流れを把握するために緊急対応訓練でも使用する。
- ③担当看護師と担任の間で共通理解した対応があり、カードがその対応にそぐわない場合は無理に使用する必要はない。

(3)使用方法

- ①事故発生
- ②発見者が、大声で叫ぶ(カードなし)
- ③現場に数人の職員が集まる
- ④一斉放送係が一斉放送をし、対応できる職員を集める(カードなし)
- ⑤全体指示係が教室のアクションカードを取ってきて、現場のリーダーとなり、カードを配る。管理職へ状況を説明する。
- ⑥副校長が救急車要請かどうかを判断
- ⑦救急車要請:(学部主事 119番通報依頼、自家用車で同行)(発見者 119番対応、記録用紙をもらい、救急車同乗、保護者連絡)(記録係)(救急車誘導係 A・B)(一斉放送係 園への連絡・誘導)(幼児児童生徒係)
帰園:(ストレッチャー・AED 係)(誘導係)(学部主事 園への帰園連絡)(記録係)(幼児児童生徒係)

⑧カードをもらった各職員はカードで確認しながら行動を起こす

(4)設置場所 各教室

(5)その他

- ①大声で助けを呼ぶ、緊急コールをする、校内一斉電話をかける等の初動については全職員共通理解であり、カードを配る時間もないので、初動の内容のカードはない。
- ②養護教諭の判断を待つて帰園するか、待たずに早く帰園するかはケースバイケースである。

- ③緊急対応時セットとして、マニュアル・アクションカード・記録用紙・ペンを各教室に設置している。
- ④全校幼児児童生徒の「個人健康管理カード」を保健室・職員室副校長席に置き、一斉放送時に養護教諭・副校長は現場に持参する。

6 危機発生時の心のケアマニュアルについて

○災害時における心のケア

(1) 災害時における心のケア

大きな災害や事故の体験は大きなストレスを引き起こす。それは災害や事故が、幼児児童生徒に対して、自身の生命の危険をもたらしたり、家族や友達の命が失われる悲惨な場面を目撃したり、日常生活とあまりにもかけ離れた体験を強いるからである。

実際、災害後数年間にわたって、被災の時の心理的なストレスが幼児児童生徒の様々な側面に影響を及ぼすことが、阪神淡路大震災や新潟県中越地震の場合で報告されている。鶴見校でも平成28年熊本地震を経験し、急性ストレス反応の様な症状がみられた。

(2) 心のケアと学校の役割

非日常的な体験をした幼児児童生徒にとって、学校はそれまでの日常とのつながりを感じさせてくれる大切な場所であり、安心感・安全感を与えてくれる場所である。そのため、学校の果たす役割は重要である。

幼児児童生徒が被災後のつらい時期を乗り越えていくために、学校の教職員や周囲の大人が心のケアについて正しい知識をもち、幼児児童生徒の傷ついた心を理解し、適切な対応をしていくことが、幼児児童生徒の自己回復力を支援していくことになる。このような力に支えられて、幼児児童生徒は少しずつ元の状態に戻っていくのである。

教職員は幼児児童生徒の心のケアに関する情報を収集しておく必要がある。そして災害時には、教職員が個々の幼児児童生徒に対して適切に対応するとともに、保護者や別府発達医療センター（以下、園）職員にも心のケアに関する適切な情報を伝えることによって、学校・家庭・園・地域が連携して、幼児児童生徒の心理的支援を行う。また、学校精神科医や園の臨床心理士との連携を密にするなど、災害後の幼児児童生徒を支えてくれる人々のネットワークを築く工夫を図ることも必要である。

○危機状況におけるトラウマ

(1) トラウマとは

トラウマとは、本来持っている個人の力では対処しきれないような圧倒的な体験をすることによって被る、著しい心理的ストレスのことである。トラウマを体験すると何らかのトラウマ反応が起き、トラウマ体験が過ぎ去った後も、トラウマを体験する以前の状態に戻ることはないのが特徴だ。

自然災害、事故や犯罪被害、児童虐待や暴力の目撃などがトラウマの原因になる。

(2) 様々なトラウマ反応

トラウマを経験すると、情緒・行動・身体・認知面に様々な反応が現れます。学齢期の子どもでは、学習面への影響も現れる。しかし、トラウマ反応は、自然な反応であり、その半数以上が、専門的な支援がなくても自然に回復する。一方、トラウマによる反応が著しい場合や長期にわたり生活に支障が出る場合があり、心的外傷後ストレス障害のみならず、不安障害や気分障害、行動上の問題など様々な精神健康不調につながる事が報告されている。このような場合、専門機関との連携が推奨されている。

(3) トラウマの特性

トラウマ体験の危篤さとトラウマ反応は比例し、人為的な要素が加わるほど、トラウマ反応が大きくなる事が報告されている。また、子どもの場合は、トラウマ体験時の年齢によってもトラウマ反応の現れ方が異なる。一方、最近の調査では、トラウマ体験後に PTSD 症状を示した子どもにはもともと情緒不安定な子どもや虐待などの逆境的な家庭環境で育った子どもが多いことが明らかになってきた。

○学校の災害時における心のケアの基本的役割と理解

(1) 校内体制の整備

① 平常時

- ・幼児児童生徒の毎朝の健康状態や学校生活の様子を詳細に観察し、一人一人の心身の健康状態を把握する。
- ・健康情報交換を学部で行う。
- ・個人健康観察表（注意して観察すべき点、体調不良の前触れ）の記入。
- ・校内研修の充実と学級担任、学部主事、保健主任、養護教諭、生徒指導主任の役割分担の明確化と連携を図る。
- ・避難訓練の際に、健康観察表を活用し、教職員が災害時の健康状態を把握するための方法を知る。

②災害直後～授業再開まで

- ・保健用個人ファイルや注意事項などを活用し、健康情報の収集・整理に当たり、全教職員体制で対応する。
- ・心身の健康状態の把握を行う。
- ・個人健康観察表の記入を行い、健康状態を把握する。
- ・教職員が出勤不可能になる場合も想定しながら、学級担任・学部主事・保健主任・養護教諭・生徒指導主任にとどまらず、いつでも、どこでも、誰でもが対応できる弾力的な支援体制で臨む。
- ・プライバシーが守られるような相談活動の場を確保し、安心して相談できる人間関係づくりに留意する。
- ・心のケア対応委員会で今後の流れを協議する。
- ・避難直後に本の読み聞かせや音楽を流し、幼児児童生徒の精神状態の安定を図る。そのため、避難時はお気に入りの本やipadを持っていくなどする。

③授業再開後

- ・経過観察や継続的な健康調査を行い、長期的な支援体制の確立を図る。
- (2) 別府発達医療センターとの連携

①平常時

- ・心身の健康問題を含めた園生活の様子を聞き、学部内で情報交換する。(ケース会議等の利用)

②災害直後～授業再開まで

- ・心身の健康問題について、こまめに情報交換し、支援体制を確立する。
- ・必要に応じて、支援部を通して臨時のケース会議を行うなど、学校と園が連携して心身の健康問題に対応する。

③授業再開後

- ・心に受けた影響が長期化することから、園とその後の対応の在り方について、連絡を取り合う。
- (3) 専門家・専門機関等との連携

災害時の心身の健康問題において、専門家のアドバイスが必要になった時には、迷わず早めに専門家に相談する。そのため、日ごろから専門家と十分な連携がとれるような体制づくりをしておく。

学校精神科医

スクールカウンセラー

○災害時における子供の心のケアの基本的理解

(1) 発達段階による影響の特性とその反応

①幼稚部

主として退行現象（赤ちゃん返り）や、生理的反応、あるいは情緒的反応が生じやすい。

症状の特徴

退行現象	○指しゃぶりをはじめめる。 ○話ができていた子が上手に話せなくなったり、赤ちゃん言葉を使ったりする。 ○これまでできていた身辺処理ができなくなる。 ○なんでも手伝わせたり、依存したり、大人に抱き着く身体接触を求めるようになる。 ○人見知りをする
生理的反応	○食欲の低下。 ○食べ過ぎる。 ○ムカムカしたり、嘔吐したりする。 ○下痢や便秘を起こす。
情緒的反応	○いらいらししやすい。 ○落ち着きがなくなる。 ○物へのこだわりが見られるようになる。

対応の方法

- ・優しい声掛けを増やして受容し、安心させる。
- ・抱きしめるなど身体接触をおこない、不安感を取り除き安心させる。

②小学部

退行現象が中心。その他でも、活発になったり、攻撃的になったり、おとなしくなったりなどの症状がみられる。

症状の特徴

退行現象	○身辺処理を大人にやらしてもらおうとする。 ○大人の気を引こうと、しがみついたりする ○ちょっとしたことでめそめそしたり、泣いたりする。 ○皮膚や目をかゆがったり、やたらこすったりする。 ○怖い夢を見たり、夜泣きが出現したりする。
生理的反応	○頭痛がある。 ○目がかすむ、ぼーっと見える、二重に見えるなどの視覚障害や聴覚障害を訴える。 ○吐き気を訴える。
情緒的反応	○いらいらしたり、反抗したり、攻撃的になる。 ○集中力がなくなる。 ○遊び仲間や友達を避ける。 ○落ち着きがなくなる。 ○登校を拒否する。

対応の方法

- ・子どもの言葉に耳を傾け、話し合いの時間を作り、気持ちが前向きになるように支える。
- ・上記の症状が出てあわてず、長い目で落ち着きを取り戻し立ち直っていくことを見守る。また、元気な状態に戻ることを話して、安心させる。
- ・できるだけ声掛けをし、手伝い等を通じて触れ合う機会を多く持つようにする。また、できたときは褒めて自信を持たせる。
- ・嫌がることを強制しない。また、災害が映っているテレビは見せないようにする。
- ・遊びや身体活動の機会を与える。

③ 中学部

不安や緊張が強く、いらいらして攻撃的、反抗的になったり、うつ的で引きこもりを示したりする。仲間との関係を大切にする年ごろであるのに孤立し、友達との交流を避ける傾向がみられる。

症状の特徴

退行現象	○気を引こうとして、年下の子を思いやる気持ちが薄れる。 ○「手伝い」など、それまでできていたことができなくなる。 ○落ち着きがなくなり、集中ができなくなり、学業成績が下がる。
生理的反応	○食欲の低下。食べ過ぎる。 ○頭痛や腹痛の出現。 ○皮膚や目をかゆくなる。 ○寝つきが悪くなったり、中途覚醒したり、日中でもうとうと眠気がある。 ○下痢や便秘を起こす。
情緒的反応	○いらいらしやすく、ちょっとしたことで激怒・ものを破壊・投げ粗暴となる。 ○落ち着きがなくなる。 ○物へのこだわりが見られるようになる。

対応の方法

- ・落ち込んでいる生徒には教師や友だちが支援しているという姿勢を伝える。
- ・もとの状態に必ず回復することを話し、安心感を与える。
- ・友だちと楽しく遊んだり、話し合うように言葉かけをする。
- ・意欲の低下や反抗的な行動傾向に対して、学校と家庭が連携し長期的展望にたって生活上のアドバイスをする。

④ 高等部

落ち着きがなく、そわそわして、しゃべりまくるなど、躁的な状態を示し、反対に仲間や集団から孤立し、うつ的になり、引きこもることもある。

症状の特徴

退行現象	○以前みられていた吃音やチック等の症状が再出現する。 ○社会的な関心や活動への興味が減少する。 ○責任ある行動が欠如する。
生理的反応	○食欲不振、過食、消化器症状の出現。 ○頭痛や腹痛の出現。 ○蕁麻疹、発疹。 ○睡眠障害 ○月経痛、月経不順。
情緒的反応	○身体活動レベルの著しい亢進、または、活動レベルの低下。 ○不満足感、絶望感がみられる。 ○盗みや破壊などの反社会的行動や攻撃性。

対応の方法

- ・勉強や係の仕事ができなくても静観し、暖かく見守る。
- ・災害時の体験を一緒に語り合い、励ましあう。
- ・うつ的になって自殺をほのめかすようであれば、専門家に相談や専門機関と連携する。

(2) 時系列による症状とその対応

①急性反応期（被災のショックから2～3日）

症状 うつ、不安感、絶望、過活動、引きこもり

対応

- ・水や食品を確保する。
- ・外傷など身体的問題の手当をする。

②身体症状期

症状 頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧

対応

- ・身体的諸検査を行い、必要な処置をする。
- ・既往歴をチェックし、以前からの問題の症状の悪化に注意する。
- ・原則として、受容的・支持的に対応する。

③精神症状期

症状 注意散漫、イライラし怒りっぽくなる、多弁、多動、攻撃的、うつの、自殺念慮

対応

- ・訴えをよく聞く。
- ・言葉かけを多くし、簡単な手伝いをさせる。
- ・必ずもとに戻ると言って安心させる。

④被災1か月以降と外傷後ストレス障害（PTSD）

症状 下記の身体症状、精神症状の出現が災害後4週間以上経過した場合（PTSD）という。

ア 持続的な再体験症状

- ・体験した出来事を繰り返し思い出し、悪夢を見たりする
- ・体験した出来事が目の前で起きているかのような生々しい感覚がよみがえる（フラッシュバック）等

イ 体験を連想させるものからの回避症状

- ・体験した出来事と関係するような話題などを避けようとする
- ・体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される（ボーッとする等）
- ・人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等

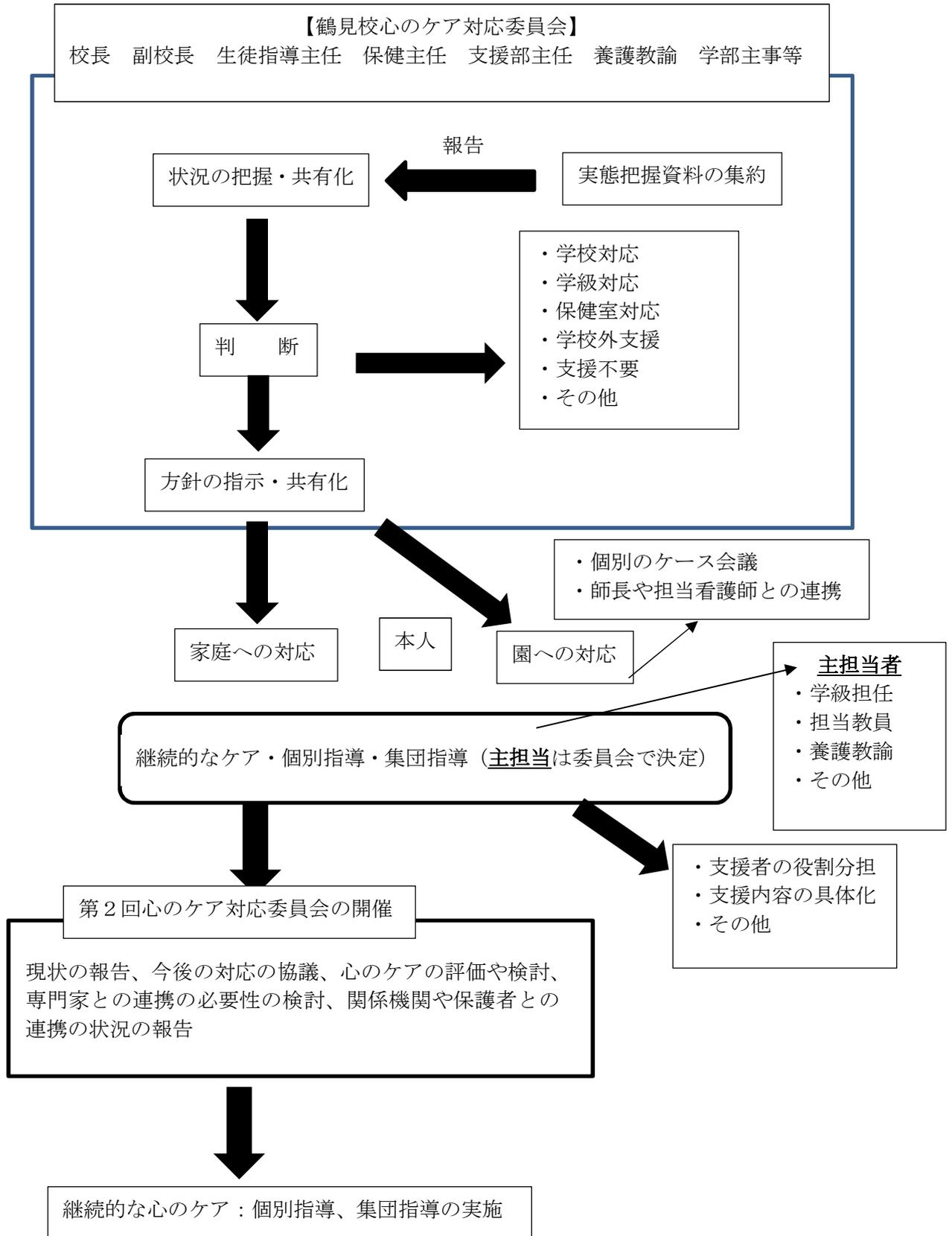
ウ 感情や緊張が高まる覚せい亢進症状

- ・よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着かない、集中できない、極端な警戒心を持つ、ささいなことや小さな音で驚く 等

対応

- ・専門家と連携して対応する。
- ・子どもが自ら心配して訴えるときには、時間を準備して子どもの話を十分に聞く。
- ・必ず元の状態に戻ることが子どもに伝えて安心させる。
- ・子どもに気になる行動があっても、子どもが心配していなければその問題を積極的に取り上げない
- ・遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

○鶴見校において危機発生時の心のケアへの対応



○災害時の心のケアに関する管理職、養護教諭、学級担任等の役割一覧表（参考：子どもの心のケアのために）

	A：震災から学校再開まで 安否確認・健康状態の把握 と組織体制の確立	B：学校再開から1週間まで 心身の健康状態の把握 と支援活動	C：再開1週間後から6か月 中・長期的な心のケア
管理職	<p>ア 子どもの安否確認、被災状況及び心身の健康状態の把握の指示 ・家庭訪問、避難所訪問</p> <p>イ 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討</p> <p>ウ 教職員間での情報の共有</p> <p>エ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり</p> <p>オ 子どもの心のケアに向けての組織体制 ・役割分担の確認</p> <p>カ 心のケアの対応方針の決定と共通理解 ・全体計画の作成</p> <p>キ 地域の関係機関等との協力体制の確立</p> <p>ク 保護者との連携 ・健康観察の強化依頼等</p> <p>ケ 緊急支援チーム（CRT等）の受け入れ</p> <p>☆ 報道関係機関への対応</p> <p>☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応</p>	<p>ア 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の強化 ・質問紙調査等 ・家庭での様子調査 ・相談希望調査等 ・臨時の健康診断の検討 ・個別面談 ・教職員間での情報共有 ・医療機関等との連携等</p> <p>イ 保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化 ・啓発資料の配布等</p> <p>ウ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施</p> <p>エ 安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次的被害の防止</p> <p>オ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり</p> <p>☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応</p>	<p>ア 継続的な心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・継続した心身の健康状態の把握活動と個別支援 ・状況の再確認、方針、全体計画の見直し、中・長期的な支援計画の作成 ・医療機関等との連携と状況の把握等</p> <p>イ 心のケアにかかわる校内研修会実施の指示</p> <p>ウ 保護者説明会の実施と保護者への支援</p> <p>エ 地域住民等への協力依頼</p> <p>オ 学校全体で取り組む心のケアの企画と実施</p> <p>カ ボランティアの受け入れ</p> <p>☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応</p>
養護教諭	<p>ア 安否の確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化 ・教職員間での情報の共有 ・担任等との連携等</p> <p>イ 保健室の状況確認と整備</p> <p>ウ 管理職との連携</p> <p>エ 学校医、学校薬剤師との連携</p> <p>オ 心のケアに関する啓発資料の準備</p> <p>☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応</p>	<p>ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有</p> <p>イ 保健だより等の啓発資料の配布</p> <p>ウ 管理職との連携</p> <p>エ 心のケアに関する保健指導の実施</p> <p>オ 健康相談の実施</p> <p>カ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携</p> <p>キ 感染症の予防対策</p> <p>☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応</p>	<p>ア 心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化 ・心のケアの質問紙調査、相談希望調査等 ・教職員間での情報の共有</p> <p>イ 心のケアの継続支援・校内組織との連携</p> <p>ウ 保健だより等の啓発資料の配布</p> <p>エ 心のケアに関する保健指導の実施</p> <p>オ 健康相談の実施</p> <p>カ 心のケアに関する校内研修の企画・実施</p> <p>キ 学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携</p> <p>ク 感染症の予防対策</p> <p>☆ 障害や慢性疾患のある子どもへの対応</p>

学級担任等	ア	安否の確認と心身の健康状態の把握	ア	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化	ア	心身の健康状態の把握 ・健康観察の強化
	イ	家庭訪問、避難所訪問 ・子どもの家庭の被災状況の把握	イ	心のケアの質問紙調査、相談希望調査等	イ	心のケアの質問紙調査、相談希望調査等
	ウ	学校再開へ向けての準備 ・学校内の被害状況、衛生状況の調査 ・安全の確保	ウ	教職員間での情報の共有 保護者との連携 ・啓発資料の配布 ・家庭での健康観察の強化依頼 ・個別指導	ウ	教職員間での情報の共有 校内研修会への参加 保護者との連携
	エ	養護教諭等との連携	エ	養護教諭との連携	エ	養護教諭との連携
	オ	障害や慢性疾患のある子どもへの対応	オ	障害や慢性疾患のある子どもへの対応	オ	学級（HR）活動等における保健指導の実施
	カ		カ		カ	心のケアを図るための学級経営の充実
				キ	学校医、スクールカウンセラー、専門機関等との連携	
				ク	障害や慢性疾患のある子どもへの対応	

上記の対応を参考にしながら、心のケアについて臨機応変に対応していく。

○危機発生時における健康観察のポイント（資料1）

子どもは、自分の気持ちを自覚していないことや、言葉でうまく表現できないことが多く、心の問題が行動や態度の変化、頭痛、腹痛などの身体症状となって現れることが多いため、きめ細やかな観察が必要である。

（資料1）の個人健康観察表を利用し、最低3日間の継続的な観察を行う。

○教職員の心のケア

自然災害は子どもを守る立場の大人にとっても強いストレスであり、その影響は誰もが受ける。子どもの心のケアには、周囲にいる大人がまず精神的に安定していることが大切であるため、子どもに直接かわる教職員の心のケアは重要である。

- ・教職員間で心身の健康状態の把握を行い、共通理解を図り、支え合うことや役割分担の軽減などの配慮を行う。
- ・意識的に休息をとり、その日の振り返り時間をつくる。
- ・子どもの情報だけでなく、自分の体験やそれに伴う感情を語り合う。
- ・平常時から校内研修を実施し、心のケアに関する共通理解を図り、校内組織の役割を果たす。

避難所及び避難後における 個人健康観察表（例） 別府支援学校鶴見校
 学部 幼・小・中・高 _____年 氏名_____

《注意して観察してほしいこと、体調不良の前兆など》

例

- ・午前中水分を200ccくらい飲むが、体調不良の前ぶれ時は飲みたがらない
- ・目の下のクマがある日は体調を崩すことが多い
- ・熱がこもりやすい（ 体温調整が難しい ）
- ・緊張がつよく急に手足を伸ばすことがある
- ・発作時、転倒することがある

通常のバイタル	
平熱	℃
SpO ₂	%
脈拍	回
血圧	/
呼吸数	回

日付	月 日()	月 日()	月 日()
体温	時 分 °C	時 分 °C	時 分 °C
	時 分 °C	時 分 °C	時 分 °C
	時 分 °C	時 分 °C	時 分 °C
摂食関係	朝 昼 夜	朝 昼 夜	朝 昼 夜
	午前 尿()回 便()回	午前 尿()回 便()回	午前 尿()回 便()回
	午後 尿()回 便()回	午後 尿()回 便()回	午後 尿()回 便()回
排泄	夜間 尿()回 便()回	夜間 尿()回 便()回	夜間 尿()回 便()回
	その他		

危機発生時の健康観察表

〈例〉

番号	調査項目	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
1	食欲がない						
2	眠れないことがある						
3	おなかが痛いことがある						
4	吐き気がすることがある						
5	下痢をしている						
6	皮膚がかゆい						
7	目がかゆい						
8	頭が痛いことがある						
9	尿の回数が増えた						
10	食べ過ぎることがよくある						
11	なんとなく落ち着かない						
12	悩んでいることや困っていることがある						
13	何となくからだがだるい						
14	イライラして攻撃的になる						
15	急にふさぎ込んでしまう						
16	ボーッとしている						
17	いつもと様子が違う（元気がない、元気が良すぎる等）						
18	保健室の利用が増えた						
19							
20							

メモ

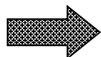
実施方法

(1) 該当する項目や内容があれば「○」を記入する。

(2) 結果については、養護教諭に提示する。養護教諭は全校的な傾向や個別の情報について管理職に報告の上、対応について検討する。

緊急時連絡体制マニュアル

2024年 3月改正



発見者

- 「誰か来て！」と協力者を呼び、一斉放送を頼む。
→ 来ない場合は緊急コールをして一斉放送を頼む。
- 負傷者から離れず、状態把握（意識、呼吸、反応、SPO2値、チアノーゼの有無）、応急措置
- 救急車要請の場合、携帯から「119番」
スピーカーにしておく
- 心肺蘇生（胸部圧迫をする。5cmの深さ（小児は3分の1）、1秒に2回のリズム）

別府支援学校鶴見校 別府市大字鶴見4075-12 TEL0977-21-1349
別府発達医療センター 整肢園 TEL0977-24-8194
めじろ園 TEL0977-24-8503

救急車要請基準

- ①意識消失 ②呼吸停止 ③心肺停止
- ④頭部強打 ⑤SpO2 低下90%以下 (%)
- ⑥多量の出血

「別府支援学校鶴見校、別府市大字鶴見4075-12、別府発達医療センターに隣接している学校です。TEL21-1349、傷病者の性別、年齢、現状、有する疾患や障がい名、別府発達医療センターから入る」事を伝える。

一斉放送係

①一斉放送（*90）「緊急です。緊急です。○学部○年○さんの緊急対応が必要です。○○教室に至急お集まりください。」2回繰り返し
副校長、各学部主事、養護教諭、担任（看護師）、その他手の空いている職員室にいる職員はストレッチャーを運びながら集合

救急車を呼んだ場合
②園への連絡（外線）園に救急車を呼んだことを連絡し看護師要請
③園の看護師誘導 整肢園1階エレベーター前、めじろ園2階入り口で待ち、教室まで誘導

鶴見校です。緊急です。○学部○年○さんが○○（場所）で○○（現状）しました。救急車を呼びました。園からも看護師を派遣してください。

④緊急対応が終わり次第、終了の一斉放送（*90）「緊急対応は終了しました。」

帰園の場合 人数が足りなければ誘導係をする

全体指示係 ①アクションカードを持ってくる ② **救急車要請** か **帰園** のカード配布 ③現場から離れず、仕事の確認をする

救急車要請

- 養護教諭・看護師
・応急処置
・個人健康管理カードを同乗者に渡す（養教）
- 副校長 全体把握
- 副校長 全体把握

1. 学部主事
①119番要請
② 自家用車で同行
救急車同乗：発見者、担任（健康管理カード、記録用紙持参）
自家用車：学部主事

2. 発見者・担任
① 119番対応
② 記録用紙と個人健康管理カードをもらい救急車同乗後、保護者に連絡
③健康カード、記録用紙を持って帰る

3. 記録係
①記録用紙に記録する
②記録終了後、副校長が撮影をする
③同乗者に記録用紙を渡す

4. 救急車誘導係A
①センター総務課に救急車を呼んだことを伝える
②救急隊誘導のためセンター玄関前に向かい、職員玄関から入る事を伝える

5. 救急車誘導係B
①エレベーターを1階で開延長する
②職員昇降口のドアを全開にする、その場で救急車を待つ
③エレベーターで救急隊員を現場へ誘導する
④エレベーターを現場の階で開延長する
⑤搬出後自動ドアの解除

6. 児童生徒係
他の生徒の安全確保

帰園

1. 発見者・担任
①応急処置
②記録用紙をもらって一緒に帰園する
③記録用紙を持って帰る

2. 記録係
①記録用紙に記録する
②帰園者に記録用紙を渡す

3. ストレッチャー係
①ストレッチャー、AED準備
②必要あればAED開始
③AEDを持って搬送

4. 誘導係（一斉放送係が兼ねてもよい）
① 通路確保
・エレベーター開延長
・体育館前扉全開
・整肢園入り口2か所全開
・めじろ園2階入り口全開
・めじろ園南食堂から入れるよう職員に声かけ
・搬送先（部屋）確認、誘導
② 搬送後の自動ドア解除

5. 学部主事
① 園へ帰園の連絡（外線）
②一緒に帰園する

「鶴見校です。緊急です。○学部○年○さんが○○（場所）で○○（現状）しました。帰園します。」

6. 児童生徒係
他の生徒の安全確保

校外活動時の緊急時連絡体制

令和3年4月 別府支援学校鶴見校

急 変

発見者

- ①「誰か来て！」と協力者を呼ぶ
- ②負傷者から離れず、応急処置
- ③協力者へ連絡と記録等を依頼

※ 救急車要請基準

意識消失・呼吸停止・心肺停止
 頭部強打・SpO₂低下・多量の出血
 てんかん発作（重責発作）

上記に当てはまるが、
 養護教諭・看護師・引率責任者が同行していない
 or 現場にすぐに到着できない場合は、
 発見者が**救急車を要請（119番）**する

協力者（全体指示者）

- ①養護教諭・看護師・引率責任者を呼ぶ
- ②協力者に仕事をわり振る

協力者（記録）

- ・状況の聞き取り
- ・記録

協力者（AED）

- ・AEDの準備、実施
- ※必要に応じて

協力者（児童生徒の安全確保）

協力者（救急車誘導）

- ・現場まで救急隊員を誘導

※場合によっては学校関係者以外の周囲の人にも協力をお願いします。
 ※人数が少ない場合は一人何役もするとこもある。

養護教諭・看護師 ⇒ 病棟へ連絡し、医師の指示をあおぐ

- ①応急処置・心肺蘇生・AED実施
- ②**救急車要請判断し、引率責任者へ119番通報を依頼**

整肢園 : 0977-24-8194
 めじろ園 : 0977-24-8503

引率責任者（救急車要請、連絡係）

- ①「119番」通報
 - 「場所は〇〇です。傷病者の性別、年齢、電話番号、現状、有する疾患や障がい名」
 （個人健康管理カードに記載しているので確認する）

- ②**学校（副校長・学部主事）への連絡**
鶴見校0977-21-1349

副校長

・校長へ連絡

学部主事

・保護者へ連絡

【緊急連絡先】引率責任者：名前・携帯番号〇〇 養護教諭：名前・携帯番号〇〇

救急車同行

- ・担任・引率責任者・養教・看護師等から状況に応じて同行する。

※養護教諭が校外学習に同行しない場合は、引率責任者が引率する幼児児童生徒の個人健康管理カードの記載事項のコピーを養護教諭にもらい、「情報資産持ち出し管理簿」（副校席後ろにある）に記入し、持参する。

校外学習終了後、引率責任者が責任をもってシュレッダーにかける。

<個人健康管理カード>

(記入例)

大分県立別府支援学校鶴見校

令和6年4月1日現在



学部：幼・ 小 ・中・高	学年：1年	名前：鶴見 太郎	生年月日：平成25年5月1日 (6) 歳	性別： 男 ・女
---------------------	-------	----------	----------------------	-----------------

1. 診断名・障害名

脳性麻痺、てんかん

2. 既往症

病名	時期	経過
気管支喘息	0歳頃～	経過観察中
てんかん	0歳頃～	治療中

3. 処方されている薬 【 **有**・無 】

薬の名前	薬の量	薬の内容	飲む時間
イーケプラ	250mg	抗てんかん薬	朝・夕食後
マイスタン	10mg	抗てんかん薬	朝・夕食後
ラミクタール	25mg	抗てんかん薬	夕食後
プラソルカスト	112.5mg	気管支喘息	朝・夕食後
ダントリウム	25mg	筋緊張を和らげる	朝・昼・夕
酸化マグネシウム	330mg	緩下剤	夕食後
ロゼレム	8mg	睡眠薬	就寝前
パルミコート	0.25mg	吸入薬	朝・夕

4. 医療面の配慮事項

身長：110.5cm 体重：12.3kg 血液型：A型
 医療的ケア：【 **有**・無 】
 医ケアの内容：胃ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養、痰の吸引、
 ITB療法、ペースメーカー、VPシャント、人工肛門、
 気管切開（気管カニューレ）、ネブライザー、酸素吸入など

5. アレルギーの有無

種類	有無	原因
アナフィラキシー	有 ・無	(2歳頃、えびを食べたとき)
食物アレルギー	有 ・無	(えび・かに)
医薬品アレルギー	有・ 無	()
その他	有 ・無	(気管支喘息、紫外線)

6. 保護者連絡先

①鶴見 花子 続柄(母) TEL:090-0000-0000
②鶴見 一郎 続柄(父) TEL:080-0000-0000
③ 続柄() TEL:

7. 緊急搬送先

①西別府病院 TEL:0977-24-1221 主治医:〇〇 〇〇
②大分県立病院 TEL:097-546-0725 主治医:〇〇 〇〇
③ TEL: 主治医:

8. 障害者手帳の種類

身体障害者手帳：1種1級
療育手帳：A1
精神障害者保健福祉手帳：なし

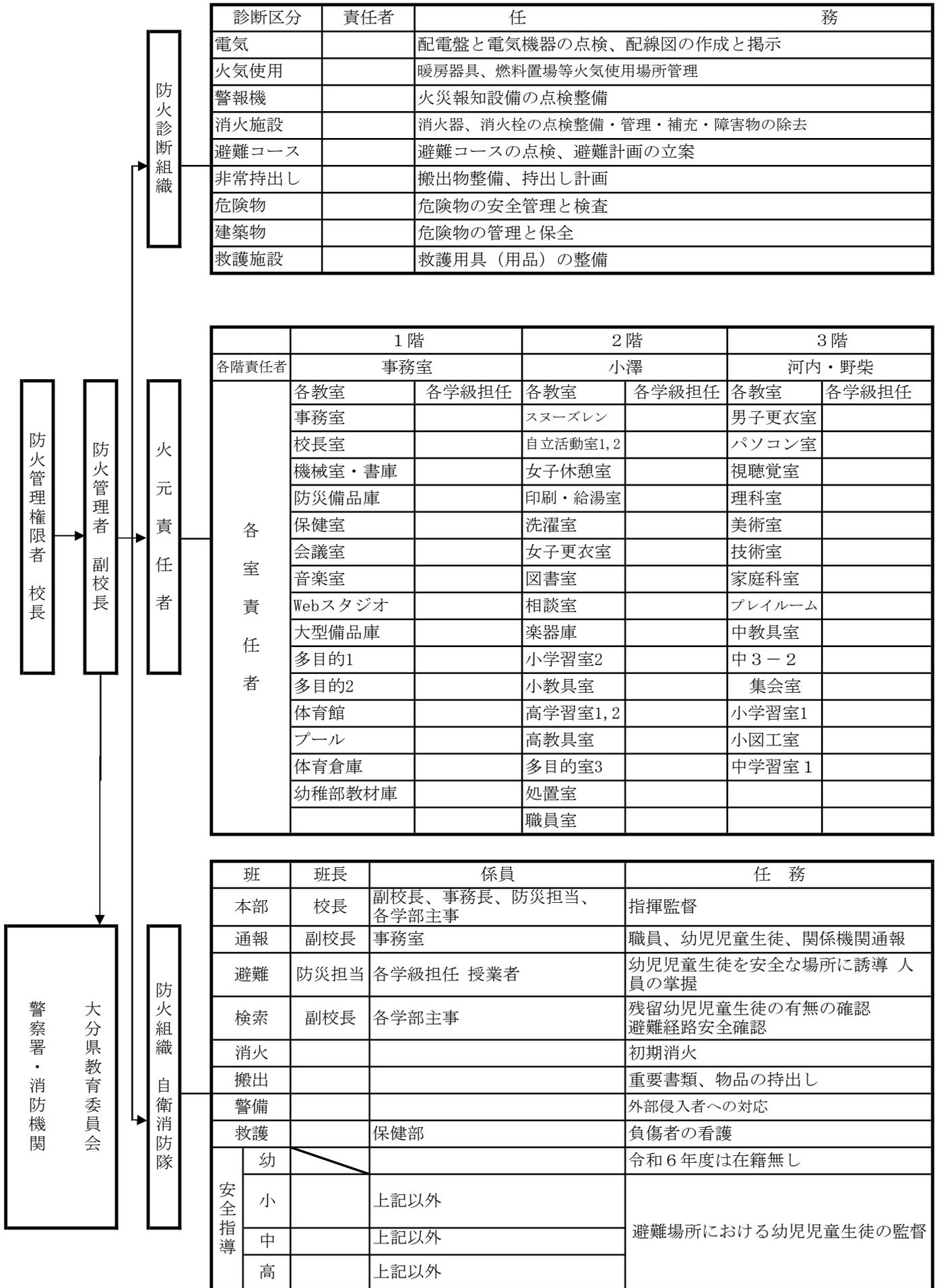
9. 園の連絡先・保護者住所

別府発達医療センター 住所：別府市大字鶴見4075番地の1 TEL:0977-22-4185 別府整肢園 0977-24-8194 めじろ園 0977-24-8503	保護者住所：
---	--------

関係機関連絡先

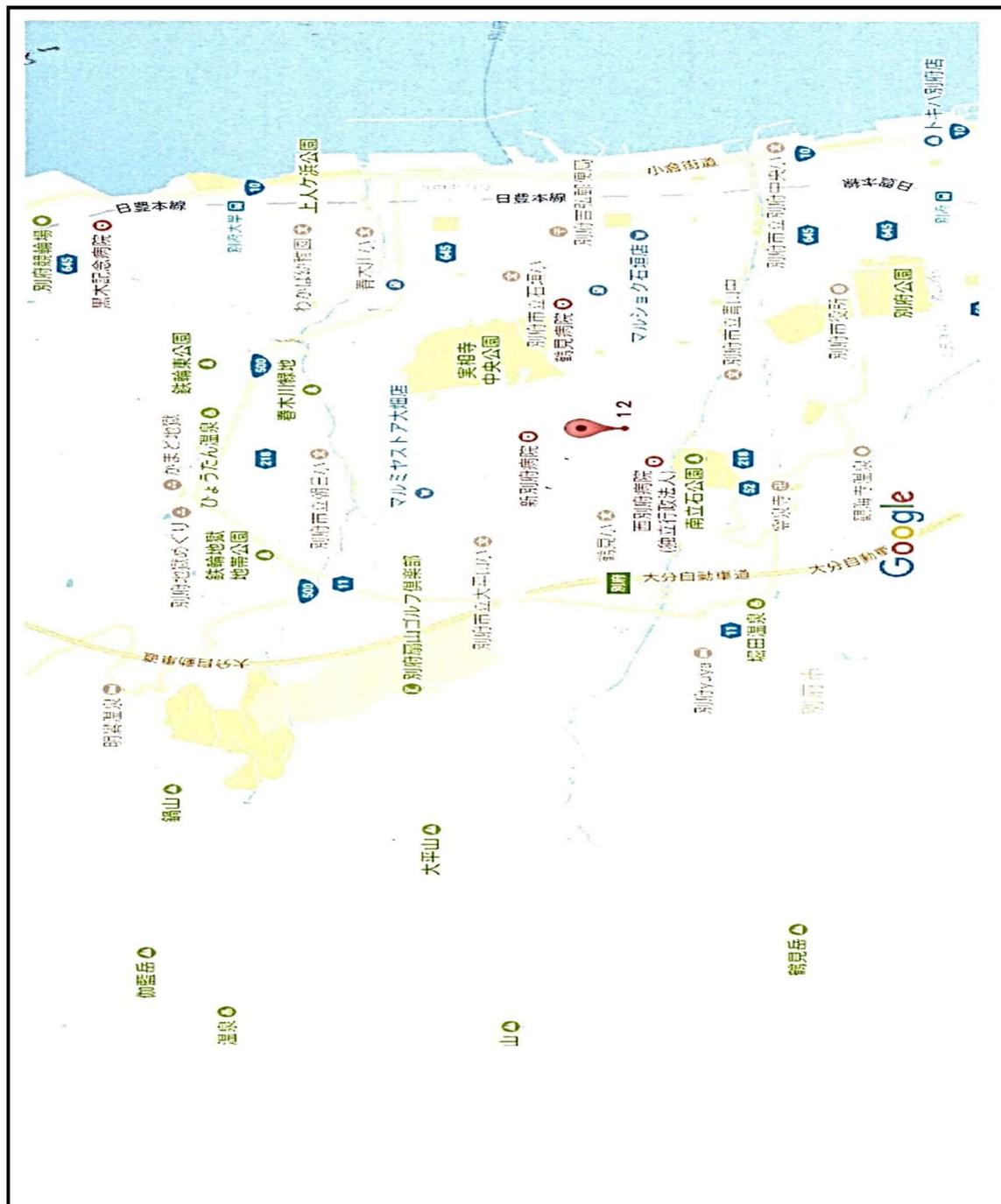
類型	機関名	電話番号
教育機関	大分県立別府支援学校鶴見校	0977-21-1349
	大分県立別府支援学校（本校）	0977-24-0108
	大分県立別府支援学校石垣原校	0977-24-6060
	県教育委員会（特別支援教育課）	097-506-5535
	県教育委員会（学校安全・安心支援課）	097-506-5544（直通）
医療機関	別府発達医療センター（外科・産業医）	0977-22-4185
	学校医（小児科）	西別府病院 0977-24-1221
	産業医（眼科）	岡田眼科 0977-25-1010
	学校医（耳鼻咽喉科）	しまざき耳鼻咽喉科 0977-75-8733
	学校医（精神科）	鶴見台病院 0977-22-0336
	学校医（歯科）	加賀谷歯科医院 0977-26-0333
	学校薬剤師	そうごう薬局別府秋葉店 0977-22-3901
	東部保健所	0977-67-2511
その他の機関	別府市消防本部・消防署・消防団本部	0977-25-1122
	別府市役所	0977-21-1111
	陸上自衛隊別府駐屯地	0977-22-4311
	大分県警本部	097-536-2131
	別府警察署	0977-21-2131
	NTT 災害用伝言ダイヤル	171

防災管理機構図

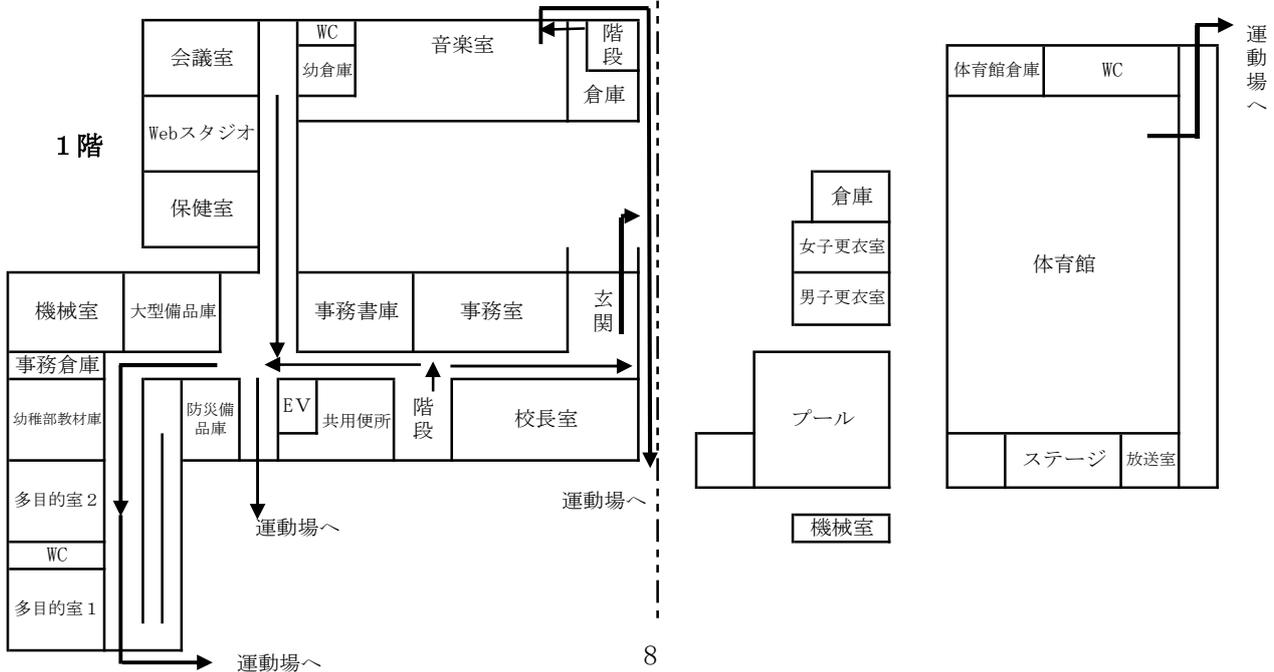
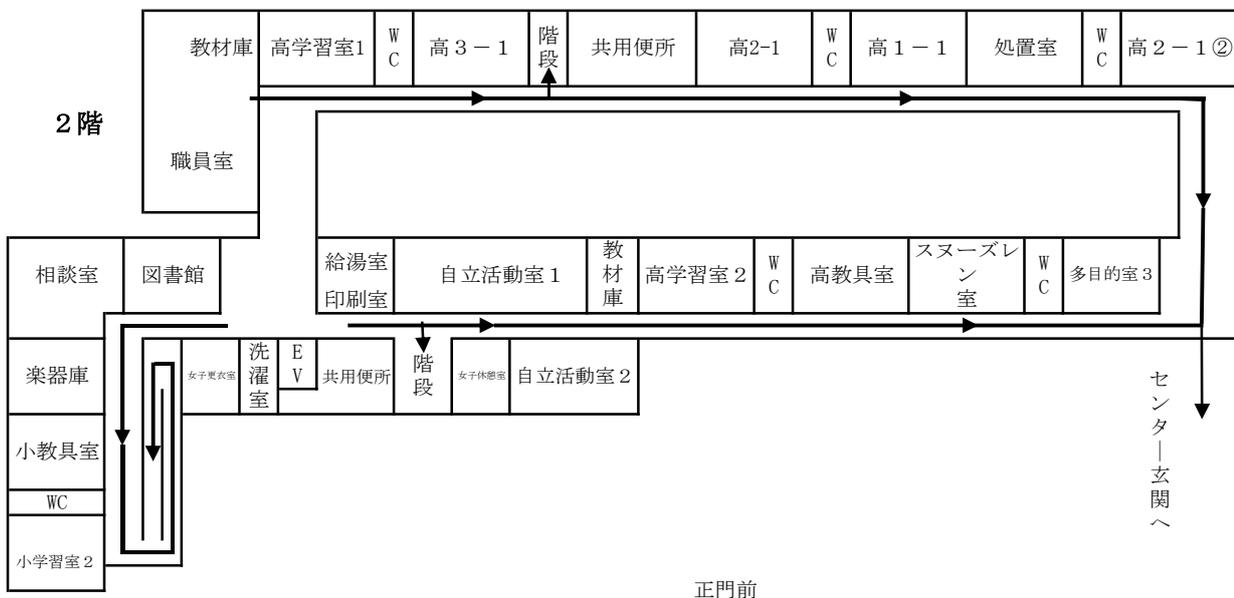
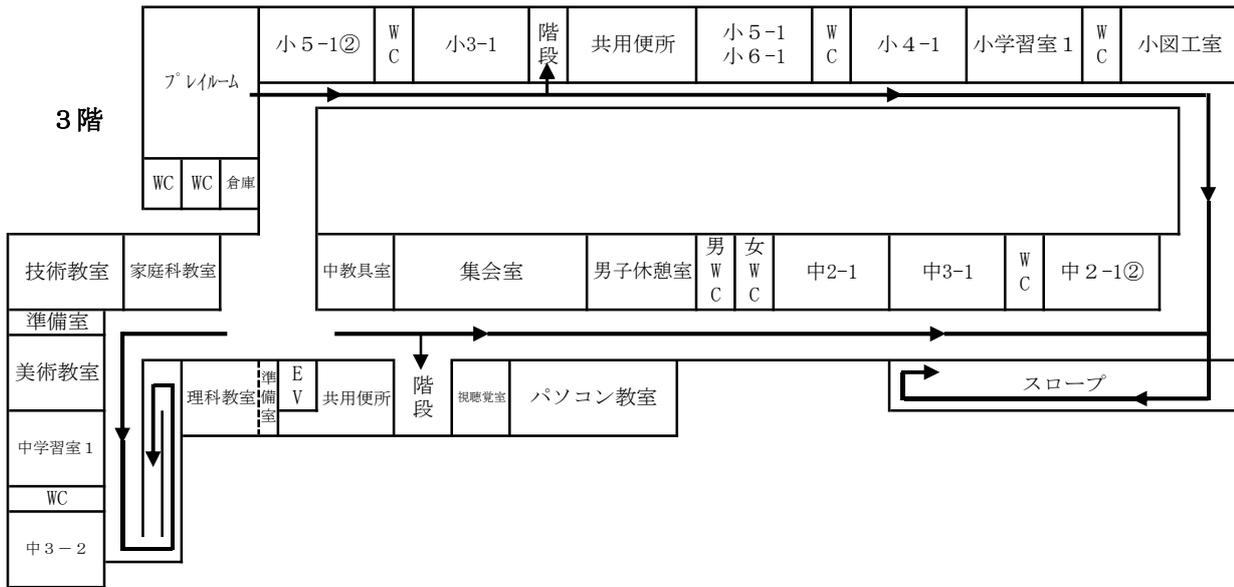


地理的データ

- (1) 所在地 別府市大字鶴見4075-12
- (2) 位置情報 北緯33° 17' 41.2" 東経131° 28' 40.4"
海拔 138m
河川からの距離(直線) 境川より約260m
海からの距離(直線) 別府湾より約2.6km
山からの距離(直線) 鶴見岳より約4.5km



避難経路図

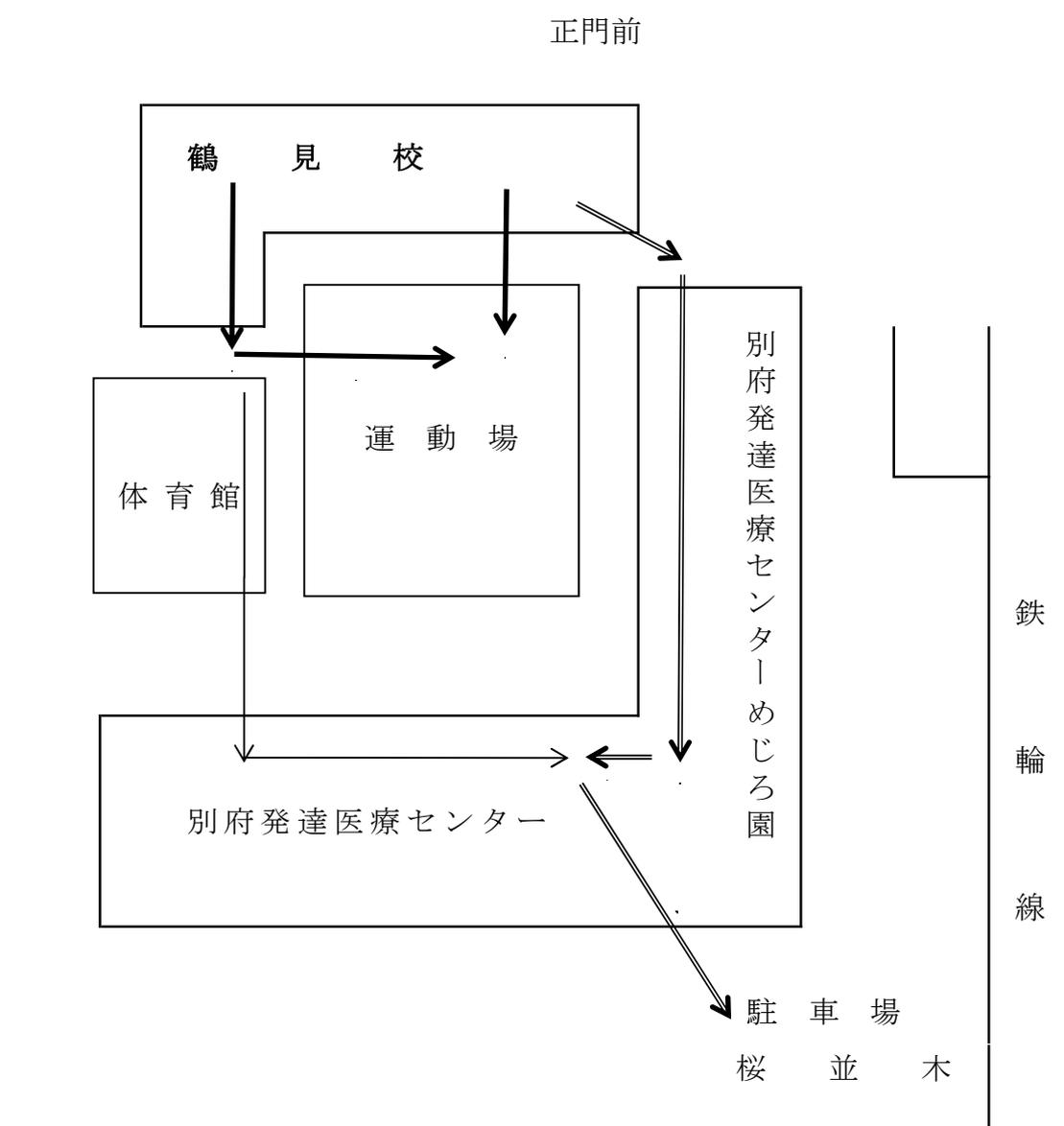


<災害時の避難場所>

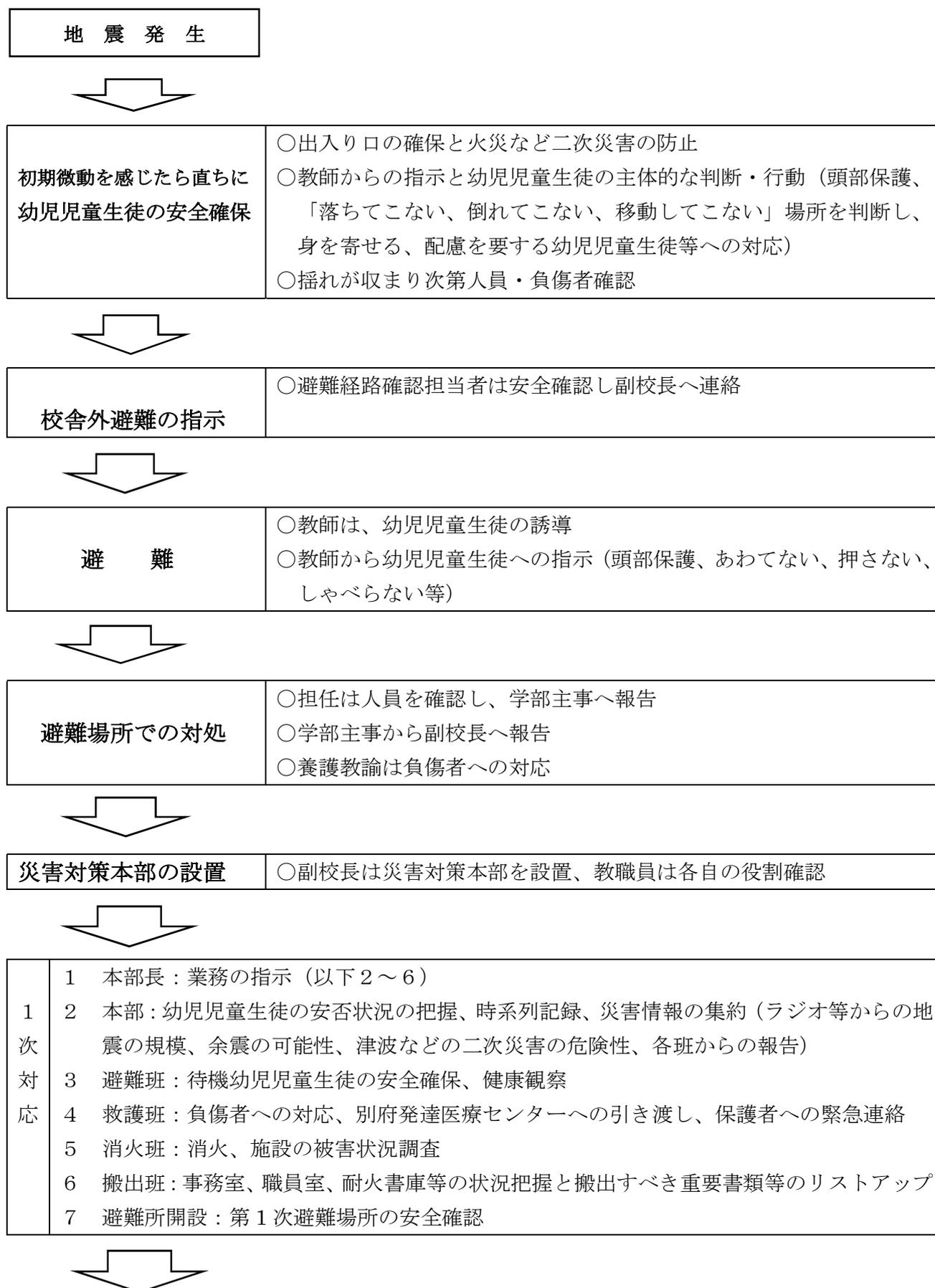
◎第1避難場所…… 鶴見校運動場

◎第2避難場所…… 別府発達医療センター玄関前

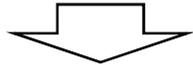
※第2避難場所への移動は、本部の指示に従う



地震発生時の対応



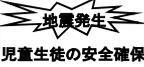
2 次 対 応	1	本部長：各班の報告から、復旧活動か繰り上げ下校か、翌日の教育活動を実施するかどうかを決定し、業務の指示（以下2～6）及び教育委員会へ被害状況報告
	2	通報班：保護者向け情報の災害用伝言ダイヤル録音、マスコミ等外部への対応
	3	避難班：（繰り上げ下校の場合）下校させる幼児児童生徒に対し安全指導
	4	救護班：負傷者への対応、別府発達医療センターへの引き渡し
	5	消火班：危険箇所の立入禁止等危険回避措置
	6	搬出班：重要書類等の搬出、保管



別府発達医療センターへの引き渡し

※引き渡し完了後、本部長へ報告

地震の際における災害対応フローチャート

対応フロー	副校長	防災担当	学部主事	授業担当・担任	養護教諭	看護師	職員室在中職員	事務室職員	検索班
緊急地震速報	トランシーバーの電源を入れる		めじる担当トランシーバーへ	トランシーバーの電源を入れる			副校長不在時: 校内放送		
 地震発生 児童生徒の安全確保	《身を守る》	《身を守る》	・身を守らせる ・出入口の確保	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》	《身を守る》
安全確認 情報収集(気象庁)	○職員室に集合 ・安全確認をしながら ・TV、携帯などで情報収集 ・ 行動指標カード を持って行動する		○幼児児童生徒の対応指示し安全確認へ	○幼児児童生徒の対応 ・避難準備(車いすに乗るマスク・頭巾)	○安全確認へ	○医ケアの児童生徒の対応	○幼児児童生徒の対応 ・避難準備		○幼児児童生徒の対応後、安全確認へ
対策本部設置 避難先の決定 避難経路決定	《掌握》 ・災害情報 ・児童生徒状況 ・避難先 ・避難経路 ・火災状況 今後の対応決定	○本部での指示伝達 ・災害情報報告 ・避難先決定 ・避難経路決定	○幼児児童生徒の所在報告 ○避難経路報告	《身を守らせる》	○避難経路報告			○持ち出し物品の確認・準備	○避難経路報告 ○報告後、幼児児童生徒の対応
避難指示 対策本部移動(避難場所)	○校内放送 ○対策本部移動 ・必要物品		○避難指示 ○避難誘導 ○対応が必要な支援指示	○避難誘導	○救護室移動(必要物品AED)	○避難	○避難誘導 ・担当した学部の指示に従う	○避難(持ち出し物品)	○避難誘導
避難場所 安否確認	《掌握》 ・災害情報 ・幼児児童生徒状況 ・避難先 ・避難経路 ・火災状況	○本部移動(本部物品持出) ○学部主事に確認名簿を渡す	○幼児児童生徒と教職員の確認名簿にチェックをする。 ○幼児児童生徒が負傷しているときは、救護スペースへ	○幼児児童生徒の状況を学部主事に報告 ○幼児児童生徒が負傷しているときは、救護スペースへ	○救護スペース ・負傷者対応 ・必要時、園へ連絡	○医ケアの児童生徒の対応		○避難場所待機	○めじる園までの避難経路の安全確認 ・トランシーバーで報告する。
今後の対応・動向	○今後の対応・動向を検討・協議								
	○帰園の場合園へ連絡する ・電話ができない場合は、園へ直接伝えに行くように指示する	○学部主事に引き渡しカードを渡す	○今後の動向・対応を指示 ○帰園の場合引き渡しカードを記入する		○負傷者がいる場合:一緒に帰園して状況を園の看護師に報告する				
帰園の場合			○登校園 ・学部ごとに順番に帰園する ○めじる園 ・集団で帰園 ・人数と帰園ルート、リーダーを確認する ※主事とめじる園のリーダーは、 引き渡しカード を持っていく						○登校園 ・学部ごとに帰園する ○めじる園 ・集団で帰園 ・人数とルート、リーダーを確認する ※主事とめじる園のリーダーは、 引き渡しカード を持っていく
対策本部に集合	○教職員の安否掌握 ○今後の対応を指示する	○学部主事に確認名簿を渡す	○めじる園へ送った教員は、揃ってから本部に集合する ○教職員の安否確認						

○引き渡しカードの
チェック場所
⇒ナースステーション
※チェックが終わったら、
園の方にどこへ連れて
行けばよいか聞いて、対

学部主事は、**確認名簿**にチェックして副校長に報告する。

地震（震度4以上）の際における災害対応フローチャート（雨天等で運動場が使用できない場合）

対応フロー	副校長	防災担当	学部主事	授業担当・担任	養護教諭	看護師	職員室在中職員	事務職員	検索班
緊急地震速報	トランシーバーの電源を入れる			めじろ担当トランシーバー1へ	トランシーバーの電源を入れる		副校長不在時：校内放送		
 地震発生 幼児児童生徒の安全確保	身を守る		・身を守らせる ・出入口の確保		身を守る				
安全確認	◆職員室に集合 ・情報収集 ・行動指標カードを使って行動する。		○安全確認と幼児児童生徒の所在をトランシーバーで報告する。	○幼児児童生徒の避難準備	○安全確認の結果をトランシーバーで報告する。	○医ケアの児童生徒の対応	○幼児児童生徒の避難準備	○持ち出し物品の確認・準備	○安全確認を行い、職員室へ報告に行く。
対策本部の設置	《掌握》 ・災害情報 ・幼児児童生徒の状況 ・避難経路状況 今後の対応決定 ○校長へ連絡 ○教育委員会に報告	○災害情報報告 ○避難経路決定	○幼児児童生徒の避難準備		○救護室移動準備				○幼児児童生徒の避難準備
避難指示	○放送か（放送ができない場合）トランシーバーで帰園を指示する。 ○両園へ帰園の連絡をする。 ○対策本部移動 ・状況を見て、本部の場所を決		○放送などで指示を聞いて、幼児児童生徒を帰園させる ○担当学部の	○放送などで指示を聞いて、幼児児童生徒を帰園させる ○めじろ園担	○救護物品を持って、避難している様子を見守る。 ○けがや体調不良がいた場		○放送などで指示を聞いて、幼児児童生徒を帰園させる	○持ち出し物品を持って、本部に避難する。	○放送などで指示を聞いて、幼児児童生徒を帰園させる

	める。 ○（学部主事が到着するまで）めじろ園玄関（2階）と整肢園玄関で引き渡しカードに園の職員と一緒に記入する。	引き渡しカードを記入する ○引き渡しカードは、学校保管用のみ持ち帰り、副校長へ提出する ○通学生がいる場合は、担任が保護者に連絡する。 ○保護者が迎えに来たら、引き渡しカードに記入してもらう。	当者は、集合して帰園させる。	合は一緒に帰園する。				
対策本部に集合	○教職員の安否掌握 ○今後の対応を指示する	○学部主事に確認名簿を渡す。	○めじろ園へ送った教員は、揃って本部に集合する。 ○教職員の安否確認 ・学部主事は、確認名簿にチェックをして、副校長に報告する。					

【安全確認箇所】

養護教諭⇒1階全体、3階から1階までの赤階段

小学部主事⇒2階全体、3階から1階までの青階段

中学部主事⇒中スロープ、運動場、体育館

高等部主事⇒3階全体、外スロープ

【引き渡しカードのチェック場所】

めじろ園⇒2階東玄関

整肢園⇒整肢園玄関

【引き渡しカード】

- ・引き渡しカードは、両園の玄関で学校と園職員で幼児児童生徒の状況を確認しながら、記入する。
- ・学部主事が玄関に到着するまでは、副校長か生徒指導が記入する。

【帰園の基準】

震度4

(理由) 本校の校舎が老朽化しており校舎内で待機することが危険であるため。

【震度別対応表】

○園への引き渡しの目安

震度4以上

震度	状況	地震速報	本部	学部主事・担任
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。	×	・情報収集 ・原則として、通常下校	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の身を守る ・授業再開 ・通常下校
2	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。電灯などの吊り下げ物が、わずかに揺れる。	×	【指示】 ・校舎内外の巡回点検 ・幼児児童生徒の掌握	
3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。	○ 放送	・本部で検討	
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。	○ 放送	マニュアルに基づいて対応	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の身を守る
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	○ 放送	【指示】本部集合 ・校舎内外の巡回点検	
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	○ 放送	・幼児児童生徒の掌握など	
6弱	立っていることが困難になる。かなりの建物で壁やタイルや窓ガラスが破損、落下する。【熊本地震（別府市）】	○ 放送		
6強	立っていることができず、這わないと動くことはできない。固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。	○ 放送		
7	揺れに翻弄され、自分の意志で行動できない。 【東日本大震災、熊本地震】	○ 放送		

夜間・休日に震度5強以上の地震が発生した場合の職員参集体制

特活・生徒指導部

【一次行動】

- ・できるだけ早く参集し、初期対応する
- ・災害本部の設置

一次参集対象職員

副校長、学部主事、生徒指導主任、防災担当、教務主任、事務職員

※上記の者が参集できない場合・・・別府市在住の者を代理とする

～参集後作業内容～

- ・幼児児童生徒の安否確認
- ・教職員の安否確認
- ・校内の被害状況確認
- ・災害状況の確認

【二次行動】

- ・福祉避難所運営への準備
- ・学校再開に向けての準備

二次参集対象職員

参集可能な職員

○スクールバス乗車中に大きな地震が起こった場合の対応

震度 5 弱以上又は運転手及び添乗員が危険を感じる地震発生



【教員】ラジオ、携帯の緊急災害情報で情報を収集するとともに学校に連絡
【学校】TV、ラジオ、緊急災害情報で情報を収集するとともにバスへ連絡



【連絡がついた場合】

- ・学校側の収集した情報とバスの現状をすりあわせ、避難するかどうか判断する。避難が必要な場合、現在地及び避難経路を確認し、原則バスで学校に戻ってくるように指示を出す。

【連絡がつかない場合】

- ・運行を直ちに中止し、バスで JR 日豊線より山側をまず目指し、最終的に学校を目指す。

【スクールバスが走行できない場合】

- ・学校側の情報などで近くの避難所や待機できる場所を探して避難する。
- ・緊急時は、その場にいる職員の判断で高い場所を探して、避難する。
- ・必要な場合は、整肢園とめじろ園に状況を連絡する。

○運行中の交通事故

- ① 運転手及び教員は、幼児児童生徒の安全を確認する。
- ② 運転手及び教員は、事故の様子、場所、幼児児童生徒の状況・処置について、副校長と警察に連絡する。必要に応じて救急車を呼ぶ。
- ③ 運転手及び教員は、副校長の指示を受けて行動する。
- ④ 必要な場合は、整肢園とめじろ園に状況を連絡する。

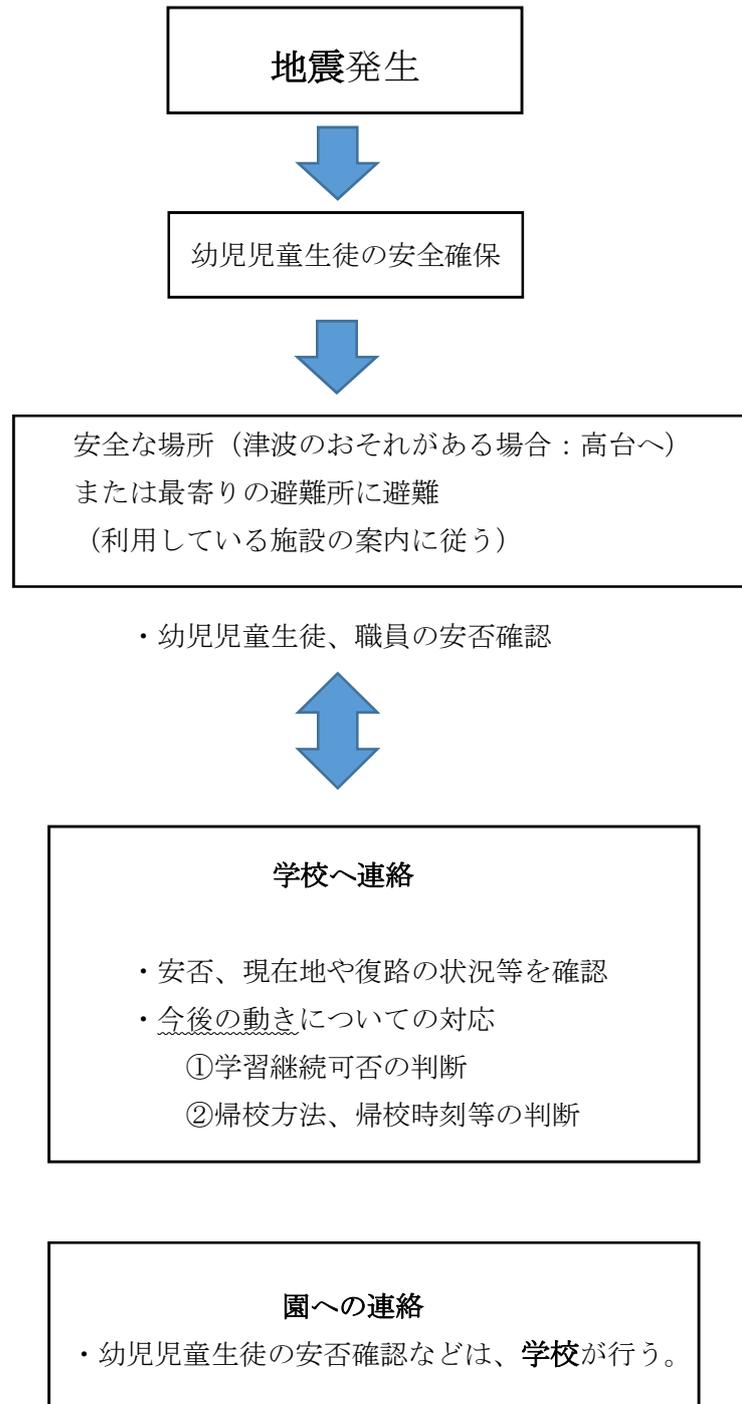
○緊急連絡先

バス携帯

地震発生時の対応マニュアル 【校外学習時】

特活・生徒指導部

【地震発生に関連する情報発令時（注意情報等）】



※校外学習出発前 ⇒ 震度4以上の地震があった場合は、校外学習を中止する。

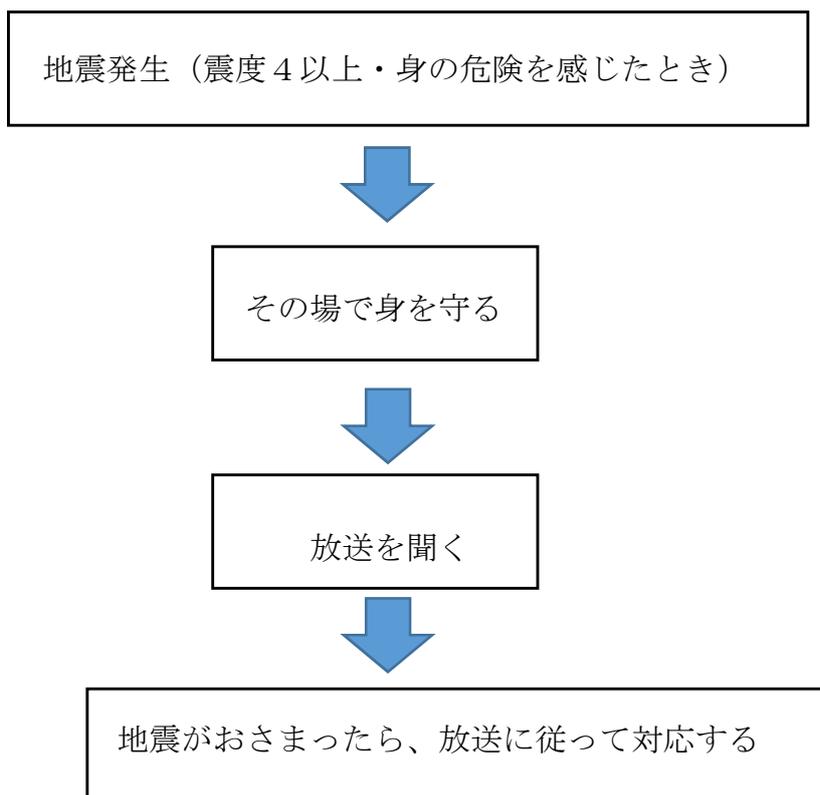
登下校時 緊急時の対応

特活・生徒指導部

【不審者情報があった場合】

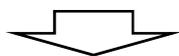
- ・ 出入りのできる入口を **2か所に限定**し、入口には複数の男性教員が待機する。
- ・ 登下校する際は、複数名の職員が見守りながら移動するようにする。

【震度4以上の場合】



風水害発生時の対応

風水害の発生



※暴風雨が学校所在地を通過することが予測される場合、また通過後であっても河川の氾濫や土砂崩れ等の災害の危険がある場合

災害対策本部の設置

○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認



1次対応

- 1 校長：近隣校の情報収集 業務の指示
- 2 副校長：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、警察、消防からの情報収集、公共交通機関の運行状況確認

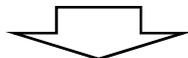


2次対応

- 1 校長：通報班からの報告と近隣校との情報交換から、以後の教育活動の実施及び風水害への対応策（登下校の方法・時刻の変更）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡
- 2 副校長：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応
- 3 避難班：幼児児童生徒への下校指導（気象情報、風水害発生時の留意点）

【夜間・休日等】

風水害の発生



特別警戒配備

○校長は事務長、副校長と連絡をとり、特別警戒配備



1次対応

- 1 校長：近隣校の情報収集、業務指示
- 2 副校長：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象情報の収集、警察、公共交通機関からの交通網の情報収集
- 3 副校長：災害対策本部の設置と緊急連絡に備え待機することを教職員の連絡網で指示、地域の災害対策本部と消防署から学校周辺の危険箇所情報の収集



2次対応

- 1 校長：近隣校の情報及び地域関係機関からの情報を踏まえ、翌日の教育活動と風水害への対応策（登校の方法・時刻の変更等）について決定し、業務指示及び教育委員会へ連絡
- 2 副校長：教職員への連絡、学級担任を通し幼児児童生徒の保護者（別府発達医療センター）への連絡

落雷事故対策マニュアル

1. 雷の特性

雷は、積乱雲の位置次第で、海面、平野、山岳など場所を選ばず落ちます。

どんなに遠くても、かすかにでもゴロツ（雷鳴）またはピカッ（雷光）を認識したら、すぐにでも平地（屋外プールを含む）に落雷する危険があると考えて対処しなければなりません。

2. 落雷の予測

落雷を予測するうえで、以下の3つの状況を注意深く観察します。下記の3つの状況の前提があり、かすかにでもゴロツ（雷鳴）またはピカッ（雷光）を認識したときには、外出・屋外活動を中断してください。

- (1) 入道雲が発達したときや、頭上に厚い雲が広がったとき
- (2) AM ラジオの雑音が頻繁になったとき
- (3) 天気予報、気象情報に雷注意報が出ているとき

3. 落雷からの避難

(1) 安全な空間

コンクリート建造物などの屋内に避難します。木造建築物は比較的安全空間ですが、電線などが通っているので壁から1 m 以上離れて部屋の中央にしゃがんでいるのがよいでしょう。

(2) 雷鳴が近くで聞こえたら

校外に出ているときに発生した場合には、近くの安全な場所に避難し、無理に屋外を移動しないようにします。

4. 外出・活動再開の基準

- (1) 雷注意報の解除を確認することも重要です。
- (2) 最後の雷鳴から30分が経過すれば、雷雲は去ったと判断できます。
- (3) 上記の2点を副校長に説明し、外出・屋外活動の許可を得てください。

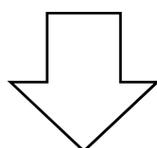
5. 落雷事故時の応急処置

- (1) 雷撃は人体の浅い部分を伝わりやすい性質を持っています。したがって、重大な火傷等は起こしません。
- (2) 落雷による死亡は、大量の電流が一度に流れることにより、そのショックで呼吸や心臓が停止することが原因となっています。従って、ただちに心肺蘇生法を施せば助かる確率が高くなります。
- (3) 落雷による心停止にAEDが有効かどうかまだ確認はされていません。しかし、有用性は考えられますので、心臓マッサージで回復しなければAEDを試みるべきです。

雷発生時の対応

下記の前提があり、かすかにでもゴロツ（雷鳴）またはピカッ（雷光）を認識したとき

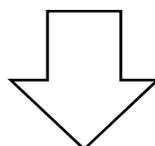
- (1) 入道雲が発達したときや、頭上に厚い雲が広がったとき
- (2) AM ラジオの雑音が頻繁になったとき
- (3) 天気予報、気象情報に雷注意報が出ているとき



外出・屋外活動中止

下記の2点が確認できたとき

- 雷注意報の解除
- 副校長の許可



外出・屋外活動再開

火山災害発生時の対応

噴火警報（レベル4）発表後の対応

発表基準：居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される場合に気象庁が発表する。

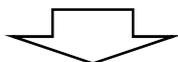
別府市災害対策本部から指示・伝達



災害対策本部の設置	○校長は災害対策本部を設置、教職員は各自の役割確認
-----------	---------------------------



1 次対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長：幼児児童生徒に校舎内待機を指示し、以後の教育活動の実施及び火山災害への対応策（登下校の方法、時刻の変更）について決定し、業務の指示（2～4）及び教育委員会へ連絡 2 担任等：幼児児童生徒の校舎内待機と安全指導 3 通報班：テレビ・ラジオ・インターネット等からの気象・火山情報の収集・整理、近隣校及び地域災害対策担当課、气象台、警察、消防からの情報収集 4 避難班：交通機関の運行状況、交通状況の確認
-------	--



2 次対応	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長：業務の指示（2～6） 2 副校長：時系列に記録 3 事務室：重要書類の保管と搬出書類の準備 4 各担任：保護者への連絡、幼児児童生徒へ翌日以降の連絡 5 通報班：教育活動変更に関する保護者向け通知作成、マスコミ等外部への対応 6 避難班：幼児児童生徒への下校指導（気象情報・火山情報、火山災害発生時の留意点）
引き渡し	

噴火警戒レベル	導入火山			未導入火山
対象火山名	九重山	鶴見岳	伽藍岳	由布岳
対象市町村	九重町	別府市	別府市	由布市
想定される現象	噴火警報（居住地域）【レベル4：避難準備】 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される 噴火警報（居住地域）【レベル5：避難】 居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している。			

火山災害発生時の対応マニュアル

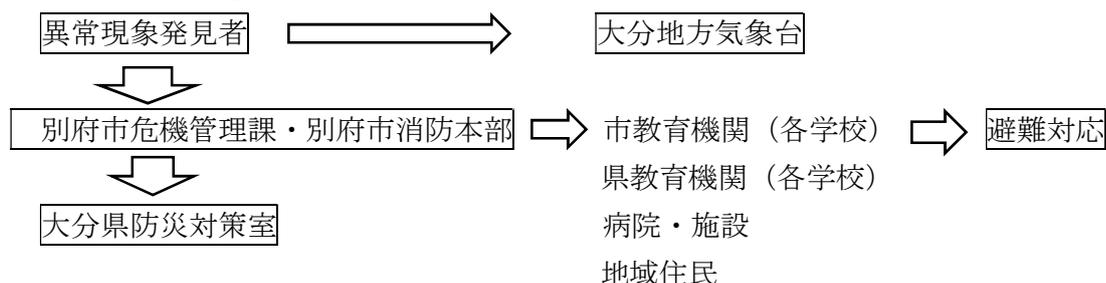
1 目的 別府市に位置する鶴見岳及び伽藍岳の火山活動を認識し、これに基づき火山災害の防災対応を実施する。

2 噴火警報及び予報の種類

現在、鶴見岳及び伽藍岳は「噴火警戒レベル1（活火山であることに留意）」で、以下のように定められている。

種別	名称	対象範囲	住民等の行動及び登山者・入山者への対応	火山活動の状況
特別警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	危険な居住地域からの避難等が必要。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			警戒が必要な居住地域での避難の準備、要配慮者の避難等が必要。	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	住民は通常の生活。火口からの居住地域近くまでの範囲への立入規制等。状況に応じて要配慮者の避難準備。	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生されると予想される。
		火口周辺	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難等が必要。	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

3 火山情報の伝達



4 避難対応

鶴見岳及び伽藍岳は噴火警戒レベルが運用されていない火山であるが、今後は運用される予定（別府市）なので、警戒レベル（5段階）に応じた避難対応とする

種別	名称	対象範囲	レベル	別府市の避難勧告・指示	避難対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより火口側	レベル5 (避難)	避難勧告 か 避難指示 (緊急避難)	緊急避難放送 避難可能な場合は別府発達 医療センター 避難不可能な場合は 学校の避難スペース
			レベル4 (避難準備)	避難勧告 か 避難指示 (事前避難)	緊急の臨時会議開催 (情報収集・対応協議) 緊急下校もしくは臨時休校
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	避難勧告 か 避難指示	緊急の臨時会議開催 (情報収集・対応協議) 通常の学校活動 もしくは 緊急下校および臨時休校
		火口から少し離れた所までの火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	避難準備 情報	通常の学校活動 及び 情報収集
予報	噴火予報	火口内	レベル1 (平常)		通常の学校活動

※臨時会議のメンバーは防災対策委員会のメンバーとする。

※レベル4及びレベル5時の具体的避難については別紙の通りとする。

5 連絡体制と避難及び安否確認

【別府発達医療センターに入院中の幼児児童生徒について】

登校前であれば、めじろ園・整肢園で待機。登校後の場合は、**ただちに学校の避難スペースで待機**。対応を協議、決定次第、本校ホームページ、NTTのweb171や災害用伝言ダイヤル（171）を通じて連絡する。

噴火の際における災害対応フローチャート

噴火災害	副校長	防災担当	学部主事	授業担当・担任	養護教諭	看護師	職員室在中職員	事務室職員
噴火警報発令	校内放送	トランシーバーの電源を入れる			トランシーバー			
幼児児童生徒の安全確保		・職員室集合 ・情報収集						
噴火発生	身を守る							
安全確認 二次災害の防止 情報収集 対策本部設置 ・避難先の決定 ・避難経路決定	《掌握》 ・災害情報 ・幼児児童生徒の状況 ・避難先 ・避難経路 今後の対応決定 ○校長へ報告をする ○県教委へ報告	《指示伝達》 ・災害情報報告 ・被害情報把握 ・避難先決定・報告 ・避難経路決定・報告	・幼児児童生徒、教職員の把握・報告 ・被害状況の確認・報告 (トランシーバー)	○幼児児童生徒の対応 ・避難準備 (車いすに乗る マスク・頭巾)	・被害状況の報告 (トランシーバー)	○医ケアの幼児児童生徒の対応	○幼児児童生徒の対応 ・避難準備	重要書類、物品の確認・準備
避難指示	校内放送 ○対策本部移動 ・必要物品		○避難誘導	○避難誘導	○救護室移動 ・必要物品	○避難	○避難誘導	○避難 ・持ち出し物品
避難場所 安否確認	《掌握》 ・災害情報 ・幼児児童生徒、教職員の安否 ・被害状況 ・避難先 ・避難(帰園)経路	○学部主事に確認名簿を渡す。 《掌握》 ・災害情報 ・幼児児童生徒、教職員の安否 ・被害状況	○幼児児童生徒、教職員の確認名簿にチェックをし、副校長へ提出。	○幼児児童生徒の状況を学部主事に報告。 ○幼児児童生徒が負傷しているときは、救護スペースへ。	○救護 ・負傷者対応 ・必要時は、園へ連絡をする。	○医ケアの幼児児童生徒の対応		○避難場所待機

		<ul style="list-style-type: none"> ・避難先 ・避難（帰園）経路 							
今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○帰園の場合は、園へ連絡 ・電話ができない場合は、園へ直接伝えに行くように指示する ○校長へ報告をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰園の場合 ・学部主事に引き渡しカードを渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰園の場合 ・引き渡しカードを記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人健康観察表に体調などを記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○負傷者がいる場合 ・一緒に帰園して、状況を園の看護師に報告をする。 ○個人健康観察表を配布し、説明をする。 				
帰園の場合			<ul style="list-style-type: none"> ○整肢園 ・学部ごとに順番に帰園する。 ○めじろ園 ・集団で帰園する ・人数と帰園ルート、リーダーを確認する。 ※学部主事とめじろ園のリーダーは、引き渡しカードを持っていく ※引き渡しカードのチェック場所 <ul style="list-style-type: none"> ➡ナースステーション ※確認が終わったら、園の方にどこへ連れて行けばよいかを聞いて、対応する。 						
対策本部に集合	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の安否掌握 ○今後の対応を指示する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学部主事に職員用の確認名簿を渡す。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員用の確認名簿にチェックして、副校長へ提出。 	<ul style="list-style-type: none"> ○めじろ園へ送った教員は、揃って本部に集合する。 					

噴火発生時における緊急避難場所



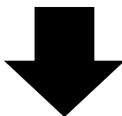
噴火発生時における緊急避難場所（感染症対策バージョン）



火災時の対応マニュアル

特活・生徒指導部

火災現場の確認・火災報知器が鳴る
○発見者は、状況を副校長へ報告



事務室

- 場所の報告
- 通報（119番）
- 重要書類をもって、避難。
- 別府発達医療センターへ連絡

初期消火

- 職員室の職員と消火班は出火箇所へ
- ※初期消火
炎が天井に燃え移る前まで
- 初期消火後、避難。
 - ・避難中、避難誘導ができれば、応援に入る。

副校長

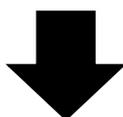
- ① 出火箇所の報告を受ける
 - ・校内放送（出火箇所、避難経路、避難場所）
- ② 本部物品を持って、避難場所へ
- ③ 校長へ報告

教職員

- 幼児児童生徒の避難準備
- 出火箇所や避難経路、避難場所を聞いて、避難。

養護教諭

- 救護グッズの準備
- 救護スペースの確保
- 負傷者の対応



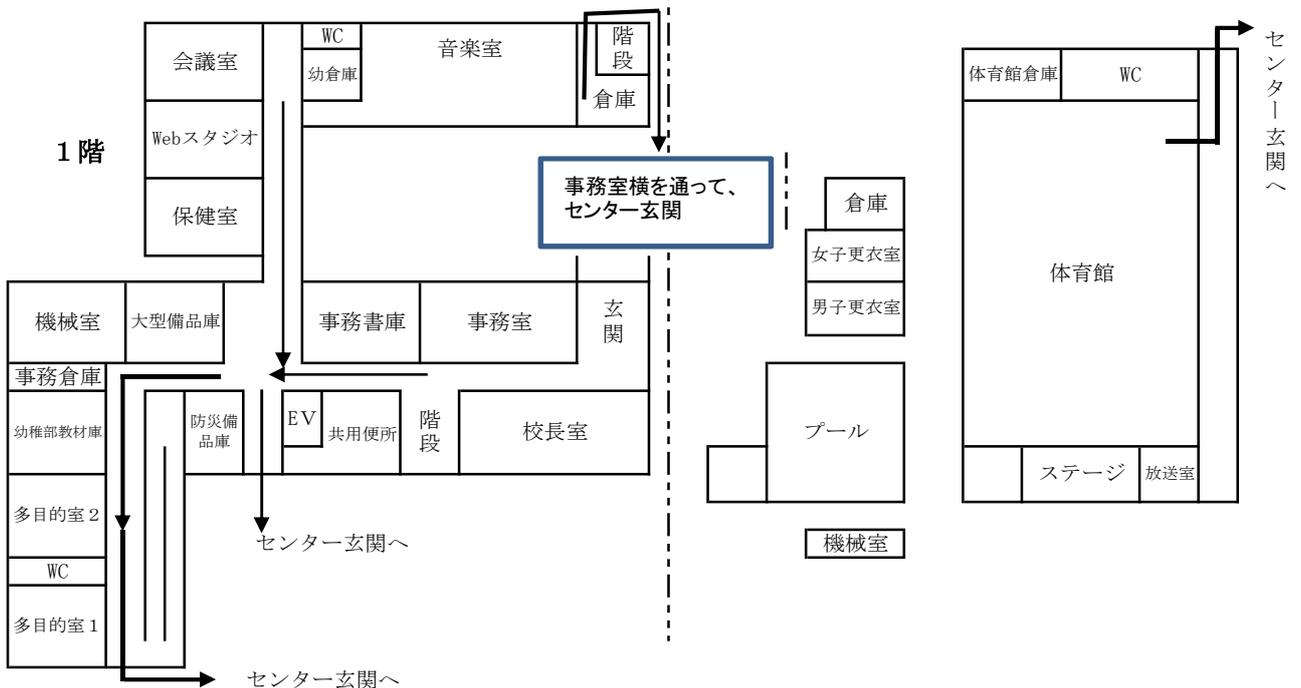
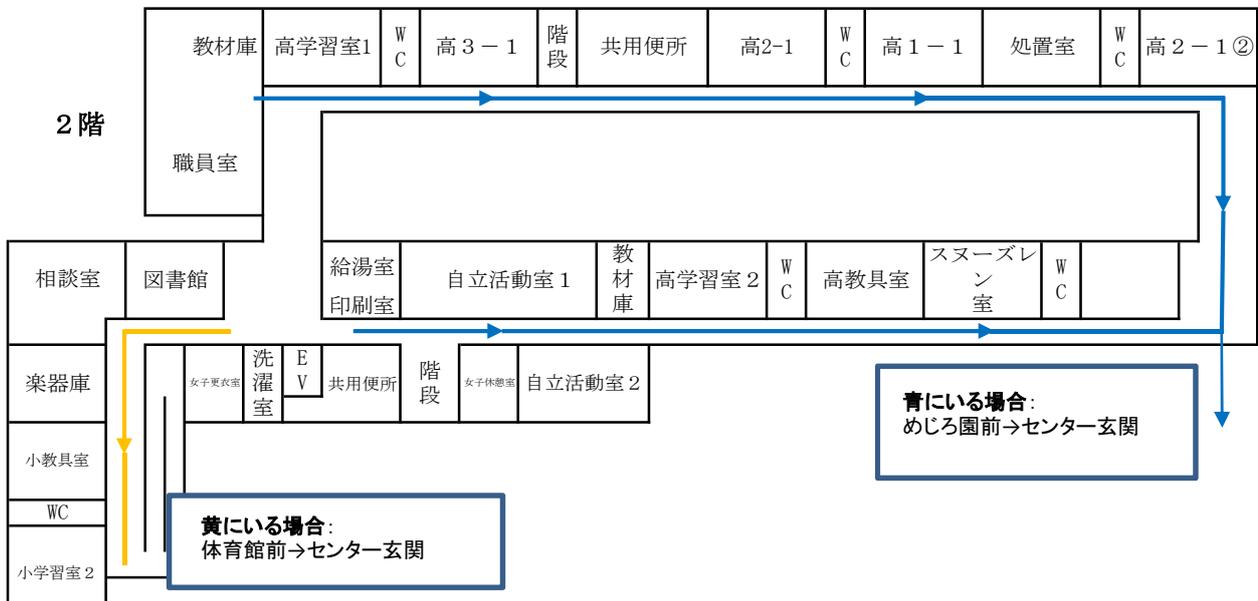
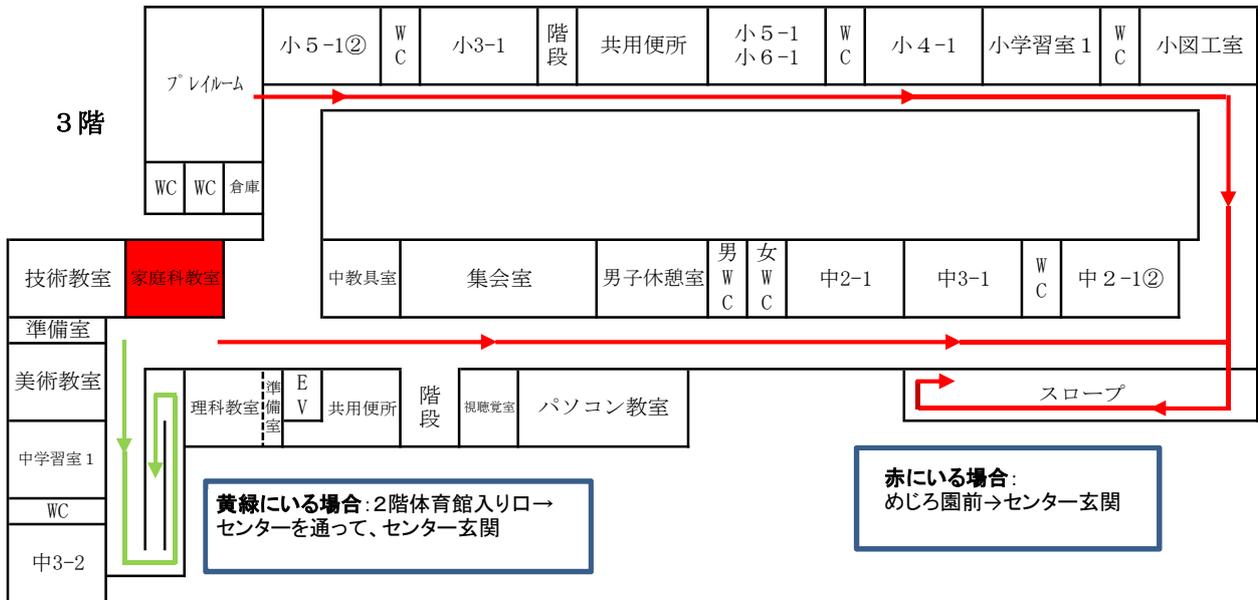
避難場所（別府発達医療センターの玄関前）

- 安否確認
- 消防隊への引継ぎ
 - ・情報提供（逃げ遅れの有無、出火箇所、炎燃状況など）
 - ・出火箇所への誘導

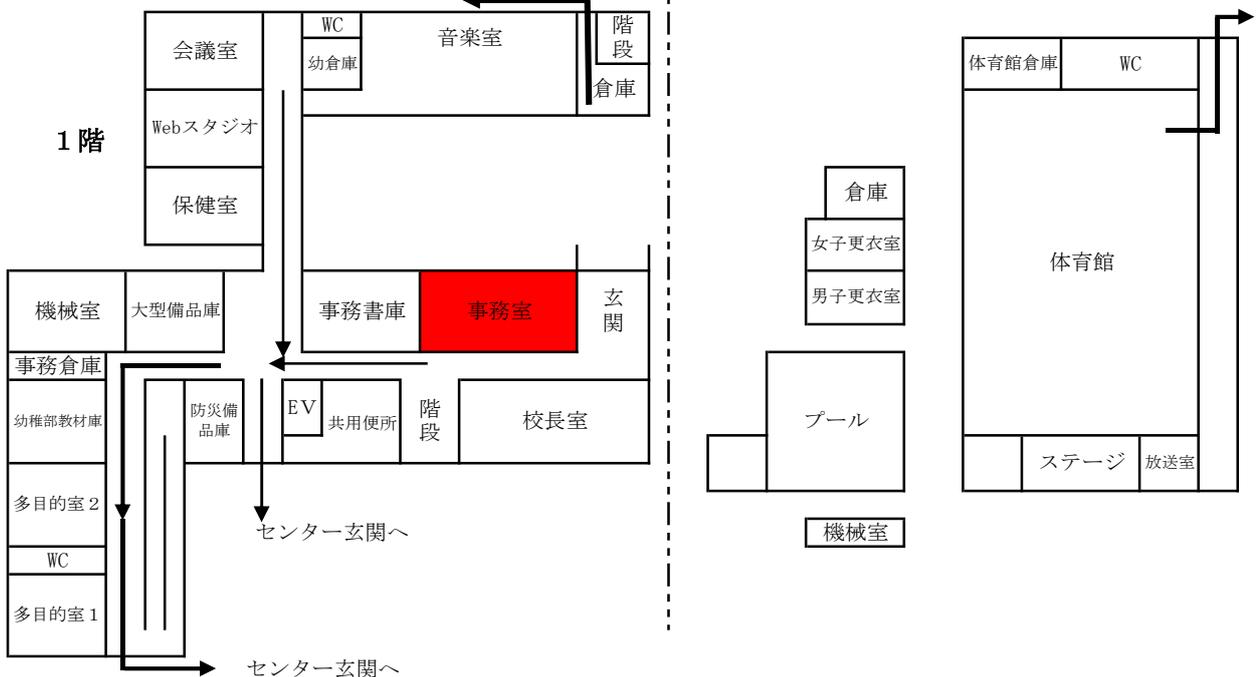
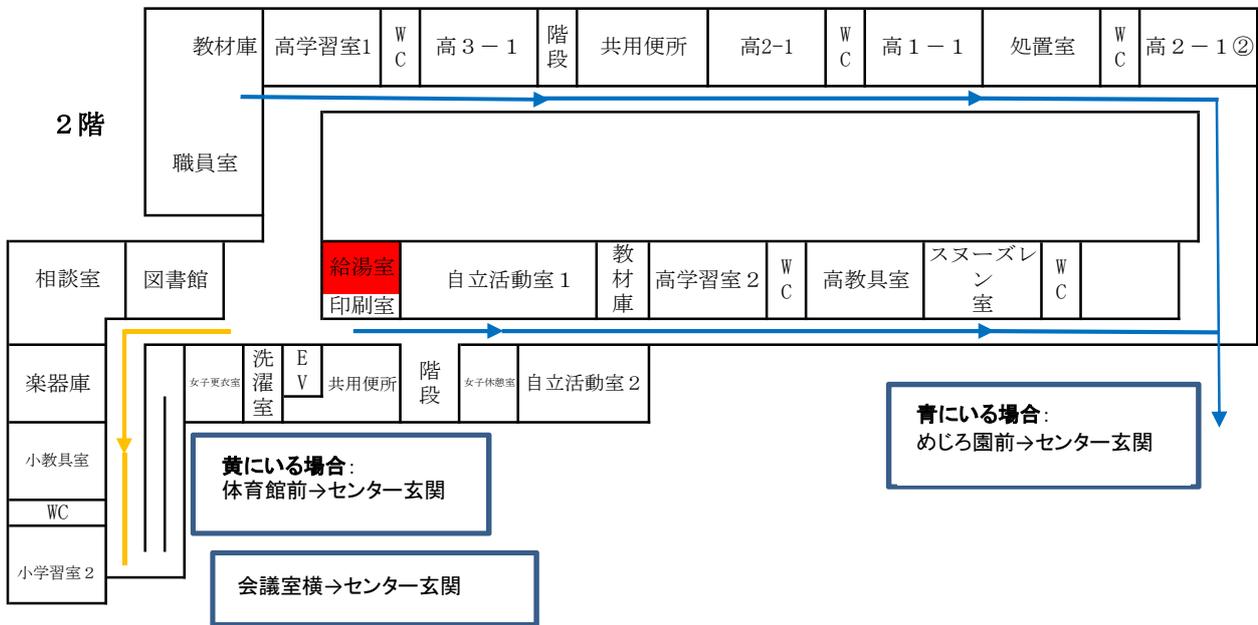
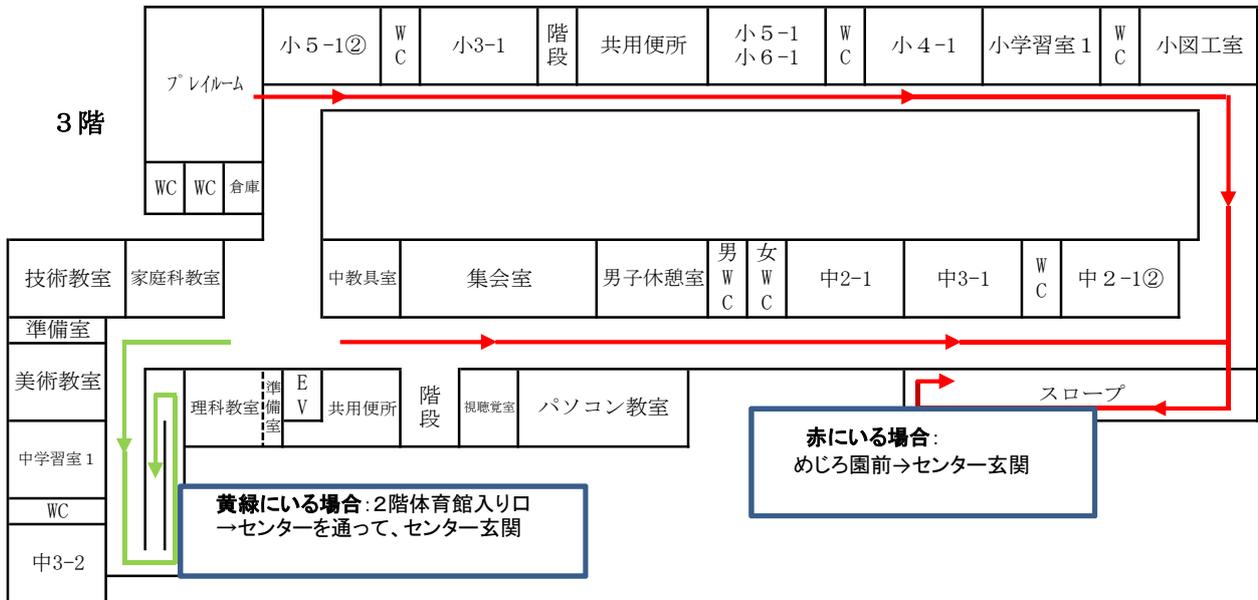
【確認事項】

- ・エレベーターは、使用しない。（火災による停電で停止する可能性がある）
- ・マスクや頭巾・ヘルメットの着用
- ・検索時に、特別教室やトイレなどを目視で確認する。

避難経路図(出火場所：家庭科室)



避難経路図(出火場所：事務室・給湯室)



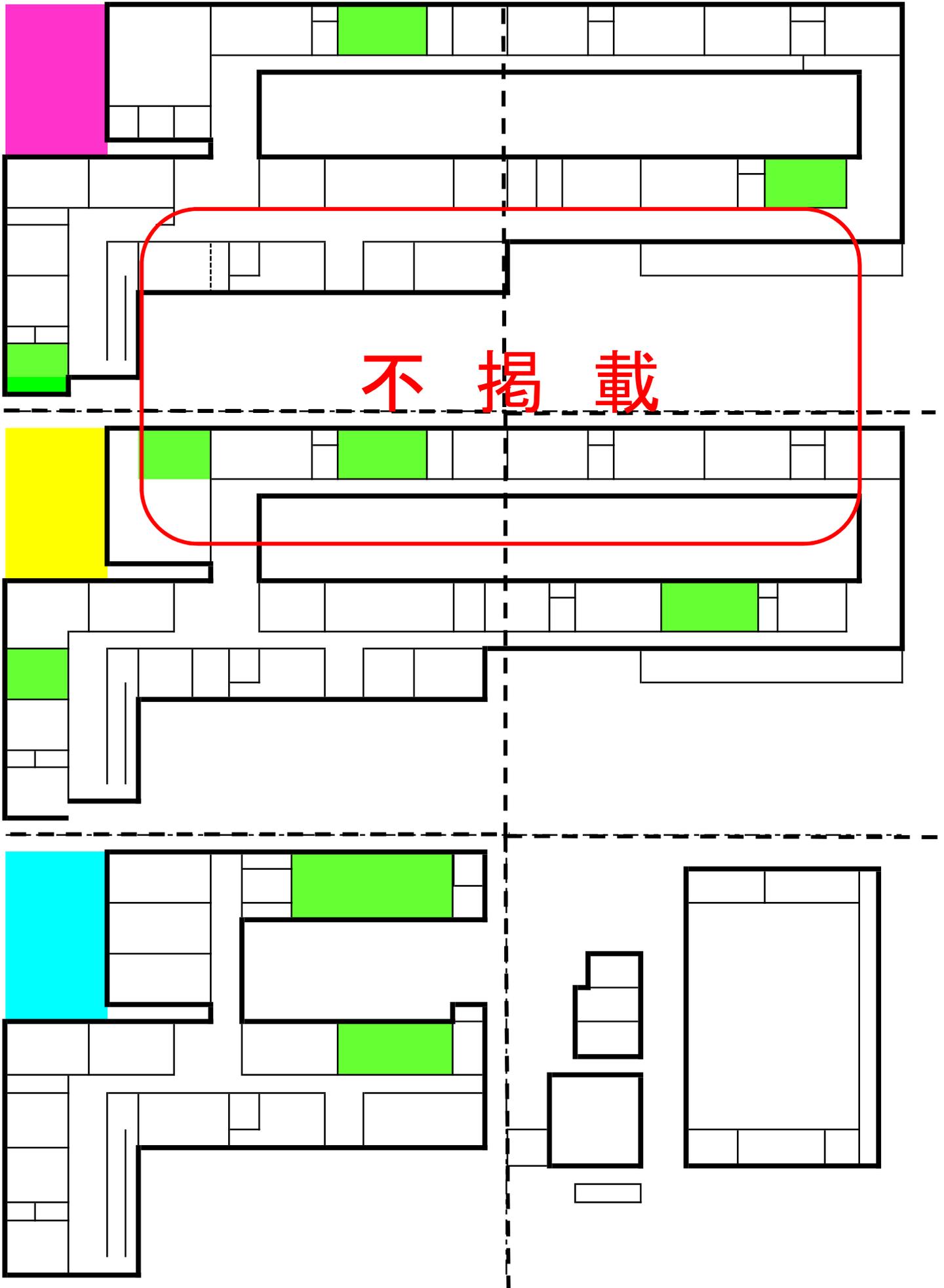
災害時用備蓄物品

令和4年4月現在

物品名	保管場所	個数
アメリカンタイプヘルメット	各教室など	60個
アルミブランケット	防災備品庫	50個
コンパクトトイレクリーン 100 トイレ便袋	防災備品庫	100枚
使い切り式防じんマスク	児童生徒配布	100枚
ホワイトカップ（紙コップ）	防災備品庫	1100個
防災頭巾	児童生徒配布	45個
拡声器	職員室	1個
職員備蓄品	防災備品庫	
霧吹き	防災備品庫 保健室	4個
備蓄水（幼児児童生徒・教職員 飲料用）	防災備品庫	2ℓ 36本
備蓄水（幼児児童生徒・教職員 飲料用）	防災備品庫	500ml 48本
毛布	防災備品庫	4枚
消毒液	防災備品庫	1ℓ 5本
発電機	防災備品庫	1台
福祉避難所用パーテーション（別府市より 2016.3）	防災備品庫	100名分
福祉避難所用段ボールベッド（別府市より 2016.3）	防災備品庫	100名分
トランシーバー（11月22日購入）		6台
レスキューシート（県立学校防災備品 2018.11）	防災備品庫	9個
携帯トイレ（県立学校防災備品 2018.11）	防災備品庫	18個
ウェットティッシュ（県立学校防災備品 2018.11）	防災備品庫	10個
使い捨てマスク	防災備品庫	各サイズ200枚

※トランシーバーは、副校長と防災担当、学部主事、養護教諭、医ケア担当教員が携帯している。

不審者侵入時対応に関する場所暗号図



弾道ミサイル発射時の対応

全国瞬時警報システム（Ｊアラート）は、弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がある場合に使用される。逆に、日本の領土・領海に落下する可能性又は領土・領海を通過する可能性がないと判断した場合は、Ｊアラートは使用されない。

（１）Ｊアラート受信時（大分県が地域に指定されている場合）

①登校前

- ・両園で待機し、その後の対応については、学校からの指示に従って行動する。

②登下校中

- ・まず落ち着いて避難行動をとり、安全な場所に避難する。
- ・安全を確認した後、学校か両園（近い方）に向かって移動する。
- ・その後の対応については、学校からの指示に従って行動する。

（２）日本国内に着弾し被害が出た場合（Ｊアラートが送信されない場合も含む）

①登校前

- ・両園等で安全を確保する。学校は臨時休業になる。

②登下校中

- ・まず落ち着いて避難行動をとり、安全な場所に避難する。
- ・安全を確認した後、学校か両園（近い方）に向かって移動する。
- ・登校後、学校が臨時休業となった場合は、安全を確認した後、指示に従って帰園する。

③授業中等

- ・まず落ち着いて避難行動をとり、校内の安全な場所に避難する。
- ・学校が臨時休業になった場合、安全を確認した後、指示に従って帰園する。

（３）避難行動例

①屋外にいる場合

- ・建物の中や地下などに避難する。（物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。）

②車内にいる場合

- ・燃料に引火する恐れがあるため車外に出て、屋外の場合と同様に避難する。

③屋内にいる場合

- ・できるだけ窓から離れるか、できれば窓のない部屋へ移動する。

④近くにミサイルが着弾した場合

- ・屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ 気密性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- ・屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。
- ・テレビ・ラジオ・インターネット等を通して情報収集に努め、行政からの指示があればそれに従って、落ち着いて行動する。

○熱中症予防のポイント

<ポイント1>

熱中症による事故防止対策を徹底し予防に重点を置く。

- 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給をする。水分等の補給については、別府発達医療センター（以下、「センター」という）との連携を密にして対処する。
 - ・本人の特性により、自ら水分等を摂取することが困難な幼児児童生徒に対しては、センターと連携して個に応じた支援を行う。
- 体育・屋外での作業・エアコンがない教室を使用する際は、黒球式熱中症指数計（WBGT値の測定）を持参し、計測する。
- 暑さに徐々に慣れさせる。
- 個人の条件を考慮し運動前の体調チェック、運動中の健康観察を行う。
- 服装に気をつける（軽装、吸湿性や通気性の良い素材 帽子）。
- 屋外の活動では、帽子の着用など、日除け対策を適切に行う。
- 具合が悪くなったら早めに運動を中止し、必要な処置をする。
- 暑い季節の授業や学校行事は、幼児児童生徒の体調管理に留意して無理のないように計画・実施する。
- 体温調節が苦手な子や体幹装具を装着する幼児児童生徒がいることを念頭に、少しでも体調がいつもと違うと感じたときには、慎重に対応する。

日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
危険 (31以上)	すべての生活活動で おこる危険性	高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。 外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28~31) ※1		外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25~28) ※2	中等度以上の生活 活動でおこる危険性	運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	一般に危険性は少ないが激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

日本気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver.4」（2022）より改編 ※3

※1 28以上31未満

※2 25以上28未満

※3 日本気象学会の承諾を得て、出典元の「WBGT」を「暑さ指数（WBGT）」とし、
値を気温（単位は℃）と区別しやすいように、単位のない指数として表記しています

運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
35℃以上	31以上	運動は原則中止	特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31～35℃	28～31	厳重警戒 (激しい運動は中止)	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が 上昇しやすい運動は避ける。 10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を行う。 暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28～31℃	25～28	警戒 (積極的に休憩)	熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・ 塩分を補給する。 激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24～28℃	21～25	注意 (積極的に水分補給)	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水 分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必 要である。 市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注 意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

(公財) 日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(2019)より



QRコード：厚生労働省 熱中症を防ぐために知っておきたいこと
熱中症予防のための情報・資料サイト 「障がいをお持ちの方へ」

<ポイント2>

すべての教職員が応急手当を理解しておく。

□ 幼児児童生徒に体調の変化が認められた場合には、必要に応じて速やかにセンターに連絡するなど、対処方法を確認して適切に処置する。

・ 予め定められた帰園基準に該当する場合には、手順に則り帰園させる。

□ 養護教諭やセンター等の指示により、必要に応じて当該幼児児童生徒に対して次のような処置を行う。

- ・ 陽の当たらない涼しい場所に寝かせ、衣服をゆるめる。
- ・ 足を高くして寝かせるなどの適切な体位を保持させる。
- ・ 水分等を補給する。(意識がないときはNG)
- ・ 体を氷で冷やす。(脇の下、頸部、股関節など)

□ 経過観察中、容態が急変して死に至るケースもあるので注意を怠らない。

□ けいれんの強さや頻度、意識の状態等によっては躊躇なく救急車を要請する。

□ 緊急時の対応のために、応急対応研修や緊急時対応訓練を実施するとともに、関係機関(センターや学校医、消防署、教育委員会、家庭等)の連絡先を明確にするなど、救急体制を確立しておく。

福祉避難所運営体制

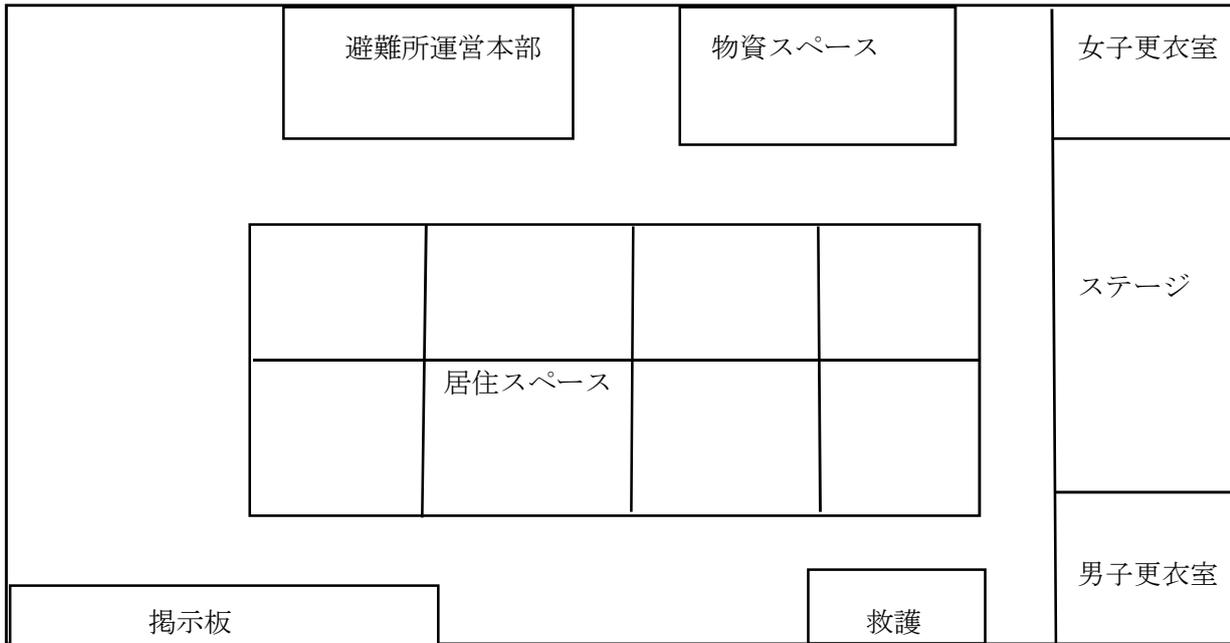
【福祉避難所運営責任者】 副校長

【各班の役割】

	担当	主な業務内容
総務・情報班	特活生徒指導部	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村災害時要援護者支援班との連絡 ○福祉避難所運営記録の作成 ○避難者名簿の作成 ○被害情報、復旧情報の作成 ○避難者への情報提供 ○問い合わせ、取材への対応など
施設管理班	教務部	<ul style="list-style-type: none"> ○危険箇所、要修繕箇所への対応 ○避難所のレイアウト作成 ○公共スペースの管理 ○防火、防犯
食料・物資班	研究部	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、物資の調達、受入、管理及び配布
保健・衛生班	保健部	<ul style="list-style-type: none"> ○医療、介護にかかわる相談、対応 ○清掃、ゴミなどの衛生管理 ○避難生活長期化への対応
支援渉外班	支援部	<ul style="list-style-type: none"> ○ボランティアの派遣要請 ○ボランティアの受入・配置 ○支援団体との調整

福祉避難所レイアウト

【鶴見校体育館】



※居住スペースは、パーティションを使用して個室にする。

【多目的室1・2】

- ・居住場所は、体育館としているが、個室を必要とする方を優先に使用する
- ・その他（救護室・炊き出し場など）

※体育館に一般避難者がいた場合は、地域の指定避難場所へ移動を要請する。

別府支援学校鶴見校 福祉避難所開設の手順

流れ	学校の対応	市町村の対応
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">開設準備</div> 	<p>【職員参集】（休日夜間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員が学校へ参集 	<p>【避難情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難勧告や避難指示を発令
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">判断</div> 	<p>【情報収集と施設点検】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員による情報収集 ・ 学校施設の安全点検（応急処置） ・ 福祉避難所開設手順の確認、業務分担 	<p>【開設依頼】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校に福祉避難所開設を依頼
<div style="border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">福祉避難所の開設</div>	<p>【開放範囲の設定】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校の開放範囲と用途を決定 <p>【設営】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 体育館や教室の設営 ・ 掲示板の設置、生活ルールの掲示 ・ 避難者にも可能であれば協力を依頼 <p>【避難者誘導と受付など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者の受付・名簿の作成 ・ 市町村との情報交換 <p>【運営開始】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水や非常食などの配布 ・ 衛生環境の整備 	<p>【担当者が到着】</p>